消防消第32号 消防参第17号 平成31年2月1日

各都道府県消防防災主幹部長 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

> 消防庁消防·救急課長 消防庁国民保護·防災部参事官 【公印省略】

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年6月8日政令第184号。以下「改正政令」という。)、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成30年6月19日厚生労働省令第75号。以下「改正省令」という。)、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成30年6月19日厚生労働省告示第249号。以下「改正告示」という。)及び安全帯の規格の全部を改正する告示(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号。以下「改正規格」という。)が公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところです。

このことに関連した消防における安全帯の使用及び特別教育の取扱いについて、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に対して、改正政令、改正省令、改正告示、改正規格等の趣旨、内容について周知いただくとともに、各消防本部においては、消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)、「消防学校の教育訓練の実施」の教育指標(平成15年11月19日付け消防消第220号消防庁消防課長通知)、救助操法の基準(昭和53年消防庁告示第4号)等の内容を踏まえた、適切な訓練及び消防活動の実施並びに安全管理体制の確立に引き続き取り組まれるよう適切な指導及び助言を行っていただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 安全帯に関する主な改正内容について

改正政令において、安全帯の名称が「墜落制止用器具」に改められるとともに、改正省令においても、安全帯を労働者に使用させることを義務付ける規定等について、「安全帯」が「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)」に改められました。

また、改正規格において、6.75 メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具はフルハーネス型のものでなければならないこととされました。

2 特別教育に関する主な改正内容について

改正省令において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定されている特別教育の対象となる業務に「高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加され、改正告示に、その教育科目等が定められました。

特別教育については、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 37 条に、「事業者は、特別教育の科目の一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。」とされており、別添1の第2の2(2)のとおり、特別教育を省略できる条件が示されています。

消防職員は、消防活動を行うための十分な知識及び技能を身につけるために、消防学校や職場教育等において、消防学校の教育訓練の基準、「消防学校の教育訓練の実施」の教育指標等に基づき、当該業務に関する教育訓練を受けていますが、別添1の第2の2(2)を踏まえ、各消防本部において、特別教育の省略の可否について適切に判断されるようお願いします。

なお、改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)第24条に定められている特別教育の教育科目のうち、「関係法令」については、省略することができませんので、今回の改正内容も含めた教育の実施をお願いします。

3 施行期日、適用日及び経過措置について

上記改正は、平成31年2月1日から施行又は適用されます。ただし、2の改正を除いては、平成34年(2022年)1月1日までの間、改正前の法令に基づく安全帯の使用を認める猶予期間が設けられる等の経過措置が置かれています。

4 その他

改正省令による改正前の労働安全衛生規則第 518 条第2項では「労働者に 安全帯を使用させる等」と規定されており、この「等」には、労働者に安全帯 等を使用させることが著しく困難な場合において、墜落による危害を防止する ための保護帽を着用させる等の措置が含まれるとされているところです。この 点については、「安全帯」が「要求性能墜落制止用器具」に改正されても変更 はなく、別添2の第4の4(1)においても同様の内容が示されていますので、 適切な対応をお願いします。

参考資料

- ・別添1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について(平成30年6月22日付け基発0622号第1号厚生労働省労働基準局長通知)
- ・別添2 墜落用制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号厚生労働省労働基準局長通知)
- ・別添3 安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について(平成31年1月 25日付け基発0125号第2号厚生労働省労働基準局長通知)
- ・別添4 リーフレット「安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!」
- ・別添5 墜落制止用器具に係る質疑応答集(平成30年11月20日付け基安安 発1120第1号)
- ・別添6 改正された労働安全衛生法施行令等の新旧対照表
- ・別添7 墜落制止用器具の規格(厚生労働省告示第11号)

【問合せ先】

(消防活動及び特別教育に関すること)

消防庁消防・救急課 手塚、田村、森

電話:03-5253-7522 (救助活動に関すること)

消防庁国民保護 · 防災部参事官

布川、松浦、堀木、足立

電話: 03-5253-7507

基 発 0622 第 1 号 平成 30 年 6 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第184号。以下「改正政令」という。)が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第75号。以下「改正省令」という。)及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第249号。以下「改正告示」という。)が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところである。

本改正は、諸外国や国際標準化機構(ISO)の動向等を踏まえ、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合であって足場を組み立てる等の措置が困難な場合等に使用される安全帯について、安全性の向上を図るとともに、その適切な使用を図ることとしたものである。

改正政令、改正省令及び改正告示の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、これらの運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正政令関係

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第42条の対象となる機械等からいわゆる「U字つり」の安全帯を除くため、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。)第13条第3項第28号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めること。

2 改正省令関係

- (1) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)、ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)、クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)、ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)及び酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)の規定のうち、事業者に安全帯を労働者に使用させることを義務付ける規定及び安全帯の使用状況の点検等を義務付ける規定等について、「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)」に改めること。
- (2) 「U字つり」の安全帯は、墜落制止用器具として認められないため、(1) の改正により要求性能墜落制止用器具の使用が義務付けられる作業を行う場合、「U字つり」の安全帯を使用していたとしても、要求性能墜落制止用器具を併用しなければならないこと。
- (3) 法第 59 条第 3 項に基づき安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない危険又は有害な業務に、「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務 (ロープ高所作業に係る業務を除く。)」を追加すること。
- 3 改正告示関係

法第59条第3項の特別教育を行わなければならない業務として2(3)の業務を追加することに伴い、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)において当該業務に係る特別教育の科目、範囲及び時間数等の細目を定めるなど所要の改正を行うこと。

- 4 施行日、適用日及び経過措置
 - (1) 改正政令

ア 改正政令は、平成31年2月1日から施行すること。

- イ 改正政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例によることとすること。
- (2) 改正省令

ア 改正省令は、平成31年2月1日から施行すること。

- イ 2 (1) に関する規定の適用については、2019 年(平成31年)8月 1日前に製造された安全帯(要求性能墜落制止用器具を除く。)は、2022 年(平成34年)1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなす こと。
- (3) 改正告示

平成31年2月1日から適用すること。

第2 詳細事項

- 1 「墜落制止用器具」の名称(施行令第13条第3項第28号関係)
 - (1) 本条は、安全帯に関するISO規格において「一本つり」の安全帯を指す用語として「フォールアレスト・システム(fall-arrest systems)」という用語が用いられているところ、和訳すると高所から墜落してしまった場合に、地面等に激突する前に墜落をおさえとどめるという意味であることから、「墜落制止」とし、また、「墜落を制止するために用いる器具」であるため、その名称は「墜落制止用器具」としたものであること。
 - (2) また、かつて、欧州諸国の規格等においては、「インダストリアル・セーフティベルト(industrial safety belt)」という用語が使用されていたが、ISO規格では、フルハーネス型を前提としているため、「セーフティベルト」という用語は使用されておらず、また、現行の諸外国の法令等においても、ほとんど使用されていない。我が国においても、今回の改正により、今後、フルハーネス型を原則としていく趣旨であることから、国際的な動向を踏まえ、「安全帯」という用語は用いなかったものであること。
- 2 特別教育(安衛則第36条第41号及び特別教育規程関係)
 - (1) 対象業務(安衛則第36条第41号関係)
 - ア 本条は、墜落災害においては、安全帯を着用しているが使用してい なかった事例や、安全帯を使用していてもその使用方法が適切でなか った事例が多数あることを踏まえ、フルハーネス型の墜落制止用器具 を用いて作業を行う労働者に対する教育を強化する趣旨であること。
 - イ 本条で規定する業務は、作業床の設置が困難な場所での作業は、他 の高所作業と比較して墜落の危険性が高いこと、フルハーネス型は胴 ベルト型と比較して適切な着用や使用が難しいこと等を踏まえて規定 されたものであること。
 - ウ ロープ高所作業については、既に特別教育が義務付けられていることから、新たな特別教育の対象業務から除いたこと。
 - (2) 科目の省略(安衛則第36条第41号及び特別教育規程関係)
 - 安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について 十分な知識経験を有していると認められる労働者については、当該科目 の教育を省略することができることとされている。この規定に基づき、 次のとおり特別教育を省略することができるものであること。
 - ア 適用日時点において、高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおけるフルハーネス型の安全帯を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者については、改正後の特別教育規程第24条第2項及び第3項に規定する科目のうち「作業に関する

知識」、「墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。)に関する知識」及び「墜落制止用器具の使用方法等」の科目を省略することができること。

- イ 適用日時点において、高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおける胴ベルト型の安全帯を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者については、改正後の特別教育規程第24条第2項に規定する科目のうち「作業に関する知識」の科目を省略することができること。
- ウ 特別教育規程第22条に定める足場の組み立て等の業務に係る特別教育又は特別教育規程第23条に定めるロープ高所作業に係る業務に係る特別教育を受けた者については、改正後の特別教育規程第24条第2項に規定する科目のうち「労働災害の防止に関する知識」を省略できること。
- エ 改正省令公布後施行日より前に、改正後の特別教育規程第24条第2項及び第3項に規定する特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略できること。
- (3) 施行日及び適用日(附則関係)
 - ア 改正省令及び改正告示における特別教育に係る規定は、平成31年2 月1日に施行及び適用されること。
 - イ 改正省令附則第2条により、現行の安全帯の規格のみに適合するハーネス型安全帯であっても、改正後の要求性能墜落制止用器具とみなされるため、当該ハーネス型安全帯を用いて作業を行う場合であっても、施行日以降、改正された安衛則第36条第41号に該当する業務を行う場合は、特別教育の実施が義務付けられること。
- 3 墜落等による災害を防止するための措置(安衛則第 130 条の 5 等関係)
 - (1) 「墜落による危険のおそれに応じた性能」(安衛則第130条の5等関係)
 - ア 墜落制止用器具に「墜落による危険のおそれに応じた性能」を求める規定は、フルハーネス型を原則とすべきであるが、フルハーネス型 墜落制止用器具の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合 等の対応として、胴ベルト型の使用を認める等の趣旨から、定められたものであること。
 - イ なお、今後、安全帯の規格(平成 14 年厚生労働省告示第 38 号)を 改正し、一定の高さを超える箇所で使用する墜落制止用器具はフルハ ーネス型であること、墜落制止用器具は着用者の体重及びその装備品 の質量の合計に耐えるものであること及びショックアブソーバを備え たランヤードについては、当該ショックアブソーバの種別が取付設備

の作業箇所からの高さ等に応じたものであること等を定めることを予 定しているところであり、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有 する」とは、これら作業者や作業の状況に応じて適切な性能を有する 墜落制止用器具を選択することが含まれる予定であること。

(2) 施行日及び経過措置(附則関係)

- ア 改正省令附則第2条は、一般的な安全帯の耐用年数を踏まえ、2019年(平成31年)8月1日前に製造された安全帯(要求性能墜落制止用器具を除く。)は、2022年(平成34年)1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなすこと。
- イ 今後、安全帯の規格を改正するに当たり、2022年(平成34年)1月2日以降、墜落制止用器具は改正された安全帯の規格に適合することが義務付けられる予定であるが、2019年(平成31年)8月1日以前に製造された安全帯であっても、当該改正後の安全帯の規格に適合するものについては、墜落制止用器具として、2022年(平成34年)1月2日以降も使用できるものであること。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)

第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者に義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)第13条第3項第28号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)等及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器 具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規 定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法(昭 和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及び関係法令において規定さ れている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定した ものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、 より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第 13 条第 3 項第 28 号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

第3 用語

- 1 墜落制止用器具を構成する部品等
 - (1) フルハーネス型墜落制止用器具 墜落を制止する際に身体の荷重を 肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される 墜落制止用器具をいう。
 - (2) 胴ベルト型墜落制止用器具 身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
 - (3) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備(墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備をいう。)等とを接続する

ためのロープ又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。) 及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り 器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。

- (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を 相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。 ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続され た環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和する ための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離 1.8 メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が 4.0 キロニュートン以下で あるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離 4.0 メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が 6.0 キロニュートン以下であるものをいう。
- (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。 墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック 機能を有するものがある。
- (9)補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ(以下「ロープ等」という。)をいう。
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合 における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分 の高さからフック又はカラビナ (以下「フック等」という。) の取付設 備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう (図 1 及び図 2 の A)。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう(図1及び図2のB)。

2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態 などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
- (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけするロープ等 で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状

態で身体の作業位置を保持するためのものをいう。

- (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。
- (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

3 その他関連器具

b-a:追加落下距離

- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
- (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

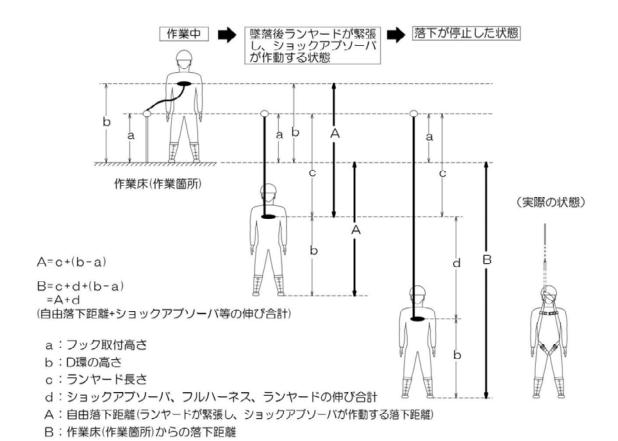
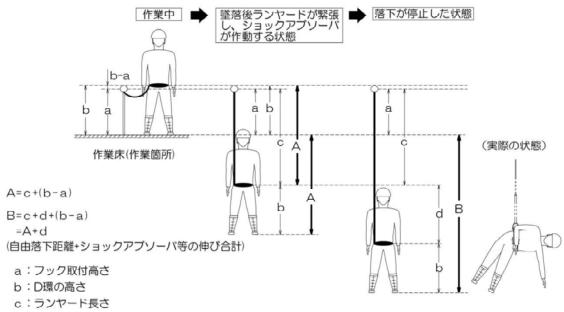


図1 フルハーネス型の落下距離等



d:ショックアプソーバ、胴ベルト、ランヤードの伸び合計

A:自由落下距離(ランヤードが緊張し、ショックアプソーバが作動する落下距離)

B:作業床(作業箇所)からの落下距離

b-a:追加落下距離

図2 胴ベルト型の落下距離等

第4 墜落制止用器具の選定

- 1 基本的な考え方
- (1) 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
- (2) 適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)の選択が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。
- (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値(4メートル)及びショックアブソーバの伸びの最大値(1.75 メートル)の合計値に1メートルを加えた高さ(6.75 メートル)を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

- 2 墜落制止用器具の選定 (ワークポジショニング作業を伴わない場合)
- (1)ショックアブソーバ等の種別の選定
 - ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、 第一種ショックアブソーバを選定すること。
 - イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う 必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショ ックアブソーバを選定すること。
 - ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとと もに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

- ア ランヤードに表示された標準的な条件(ランヤードのフック等の取付高さ(a):0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b):1.45メートル。以下同じ。)の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つの フック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。
- エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。
- オ 胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

(3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg 又は 100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件(ランヤードのフック等の取付高さ:0.85 メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45 メートル、ランヤード長さ:1.7 メートル(この場合、自由落下距離は2.3 メートル)、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2 メートル、フルハーネス等の伸び:1メートル程度)を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよ

りも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

3 墜落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴う場合) ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具(以下「ワークポジショニング用器具」という。)は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

(1) ショックアブソーバの種別の選択

ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認 し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定する こと。

- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック 等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。また、ワーク ポジショニング姿勢を保ちつつ、フック等の掛替えを行うことも墜落 防止に有効であること。
- エ 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。
- (3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg 又は 100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

- 4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用
- (1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降(昇降 用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。) は基本的に 異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を 掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困 難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。
- (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、 墜落制止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められている ように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式 墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと 直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できる ものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型の ランヤードに該当すること。
- (3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第5 墜落制止用器具の使用

- 1 墜落制止用器具の使用方法
- (1) 墜落制止用器具の装着
 - ア 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。
 - イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることのないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全上必要な部品を取り外さないこと。胴ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。
 - ウ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った 装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。

- エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外 れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込 まれていないことを目視により確認すること。
- オ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のもの に掛けることのないようにするため、環又はその付近のベルトには、 フック等を掛けられる器具をつけないこと。
- カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれ の使用条件の状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検す ること。
- キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け 又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにす ること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック 等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、 垂れ下がらないようにすること。
- (2) 墜落制止用器具の取付設備
 - ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けないこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。
 - イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。
- (3) 墜落制止用器具の使用方法(ワークポジショニング作業を伴わない場合)
 - ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
 - イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤード がずれたり、こすれたりしないようにすること。
 - ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって 物体に激突しないような場所に取り付けること。
 - エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。
- (4) 墜落制止用器具の使用方法(ワークポジショニング作業を伴う場合) ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。
 - イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤード がずれたり、こすれたりしないようにすること。

- ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれのないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。
- エ ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用 に使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を 満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。 ワーク ポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最 小限とすること。

(5) フック等の使用方法

- ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる 引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への 外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識した うえで使用すること。
- イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の 鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれ があるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これ らの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意し て使用すること。
- ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に 絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意す ること。
- エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状の ものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

2 垂直親綱への取付け

- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。
- (2) 一本の垂直親綱を使用する作業者数は、原則として一人とすること。
- (3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等 を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- (4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (5)長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止 時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注

意すること。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。
- (2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とすること。
- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に 行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

点検は、日常点検のほかに―定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て揃っていることを確認すること。

- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、 電気ショートによる溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの 状態
- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけこげ、キンクや撚りもどり 等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショッ クアブソーバの状態
- (5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き 巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックする こと。

各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェッ

クが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱 等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。ま た、フック等の近くが傷みやすいので念入りな点検が必要であること。

また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの 摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要 であること。

2 保守

保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を 組み合わせたパッケージ製品(例:フック等、ショックアブソーバ及びロ ープ等を組み合わせたランヤード)を分解して他社製品の部品と組み合わ せることは製造物責任の観点から行わないこと。

- (1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、 落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光 に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、 ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- (2) ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。 強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。
- (3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび 止めの油をうすく塗ること。
- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。
- (5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。 交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。
- (6) 巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

- (1) 直射日光に当たらない所
- (2) 風通しがよく、湿気のない所
- (3) 火気、放熱体等が近くにない所
- (4) 腐食性物質が近くにない所

- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

1 学科教育

科目		範囲	時間
作業に関する知識	1	作業に用いる設備の種類、構造及び取	1 時間
		扱い方法	
	2	作業に用いる設備の点検及び整備の方	
		法	
	3	作業の方法	
墜落制止用器具	1	墜落制止用器具のフルハーネス及びラ	2 時間
(フルハーネス型		ンヤードの種類及び構造	
のものに限る。以	2	墜落制止用器具のフルハーネスの装着	
下同じ。)に関す		の方法	
る知識	3	墜落制止用器具のランヤードの取付け	
		設備等への取付け方法及び選定方法	
	4	墜落制止用器具の点検及び整備の方法	
	5	墜落制止用器具の関連器具の使用方法	
労働災害の防止に	1	墜落による労働災害の防止のための措	1 時間
関する知識		置	
	2	落下物による危険防止のための措置	
	3	感電防止のための措置	
	4	保護帽の使用方法及び保守点検の方法	
	5	事故発生時の措置	
	6	その他作業に伴う災害及びその防止方	
		法	

関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
------	--------------------	-------

2 実技教育

科目	範囲	時間
墜落制止用器具	① 墜落制止用器具のフルハーネスの装着	1.5時間
の使用方法等	の方法	
	② 墜落制止用器具のランヤードの取付け	
	設備等への取付け方法	
	③ 墜落による労働災害防止のための措置	
	④ 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	

基発 0125 第 2 号 平成 31 年 1 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について

安全帯の規格の全部を改正する告示(平成 31 年厚生労働省告示第 11 号。以下「改正規格」という。)が平成 31 年 1 月 25 日に告示され、平成 31 年 2 月 1 日から適用されることとなった。

本改正は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第184号。以下「改正政令」という。)及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第75号。以下「改正安衛則」という。)の施行に伴い、諸外国や国際標準化機構(以下「ISO」という。)の動向等を踏まえ、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合であって足場を組み立てる等の措置が困難な場合等に使用される安全帯について、名称、使用制限及び構造等を全面的に改めることにより、その安全性の向上を図るためのものである。

改正規格の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、関係事業者に 対する周知を図るとともに、これらの運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨等

1 改正の趣旨

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条においては、政令で定める一定の機械等は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないこととしている。また、同条に基づき、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第13条第3項各号において、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等を具体的に定めている。

今般、諸外国や ISO の動向等を踏まえ、また、改正政令により令第13条第

3項第28号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」と改めることに伴い、同号の機械等に係る厚生労働大臣が定める規格である安全帯の規格(平成14年厚生労働省告示第38号)について、名称、構造及び試験方法等を見直すための全部改正を行ったものである。

2 基本的考え方

- (1)本改正は、ISOの規格 10333「フォールアレスト・システム(personal fall-arrest systems)」(以下「ISO 規格」という。)との整合を図るために行われたものであるが、一部、日本人の体格等を踏まえた我が国独自の基準が含まれること。
- (2)本改正では、可能な限り、強度及び衝撃荷重等の性能を規定し、材質、形状及び寸法等の仕様規定は極力省いたこと。
- 3 適用日及び経過措置
- (1) 改正規格の適用日(平成31年2月1日)において、現に製造している安全帯又は現に存する安全帯の規格については、2022年1月1日までの間は、なお従前の例によるとしたこと。
- (2)(1)の安全帯以外の安全帯で、2019年8月1日前に製造された安全帯又は同日において現に製造している安全帯の規格については、2022年1月1日までの間は、なお従前の例によることができるとしたこと。
- (3)(1)及び(2)は、(1)及び(2)の安全帯又はその部分が改正規格に 適合するに至った後における当該墜落制止用器具又はその部分については、 適用しないこととしたこと。

第2 詳細事項

- 1 「墜落制止用器具」の名称(名称関係)
- (1)改正政令により、令第13条第3項第28号の「安全帯(墜落による危険を 防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」と改めたことに伴い、 告示の名称を「安全帯の規格」から「墜落制止用器具の規格」に改めること。
- (2) 令改正前に安全帯として認められていたU字つり用胴ベルト型安全帯については、ISO 規格において、墜落を制止するための器具ではなく、作業時の身体の位置を保持するための器具である「ワークポジショニング(workpositioning systems)」に分類されていることに整合させるため、改正規格には含まれないこと。

2 定義(第1条関係)

(1) 本条第1号は、ISO 規格において、フルハーネスは骨盤付近、脚及び肩の 周りに配置されたストラップ等によって構成されるものと規定されている ことに整合させたものであること。

- (2) 本条第4号は、フック、カラビナ及び環については、墜落制止用器具に係る部品を連結するための金具であり、ISO 規格では、形状を問わず、「コネクタ」と統一されていることに整合させるため、フック、カラビナ及び環をまとめて「コネクタ」と定義したものであること。
- (3) 本条第7号及び第8号について
 - ア 本条第7号及び第8号は、ISO規格に整合した「自由落下距離」及び「落 下距離」の定義を追加したものであること。
 - イ 本条第8号の墜落制止時の「ランヤード及びフルハーネスの伸び等」の「等」には、ロック装置付き巻取り器の墜落制止時の追加引き出し長さ及びコネクタの変形が含まれること。
- 3 使用制限(第2条関係)
- (1) 本条は、改正安衛則第 130 条の 5 等において、事業者は、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じ」る等と規定していることを踏まえ、「墜落による危険のおそれに応じた性能」を満たすための条件を規定する趣旨であること。
- (2)本条第1項については、墜落制止用器具はフルハーネス型を原則とすべきであるが、墜落時にフルハーネス型墜落制止用器具の着用者が地面に到達するおそれのある場合等の対応として、本規格に適合する胴ベルト型の使用を認めるという趣旨であること。本条は、この趣旨から、第8条第3項に定める第二種ショックアブソーバの自由落下距離(4.0メートル)及びショックアブソーバの伸び(1.75メートル)の合計値に1メートルを加えた高さである6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型でなければならないことを規定したこと。

(3) 本条第2項について

- ア 本項は、フルハーネス型か胴ベルト型かに関わらず、墜落制止用器具が満たすべき「墜落による危険のおそれに応じた性能」として、墜落制止用器具が着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならないことを規定した趣旨であること。
- イ 本項の「耐えるもの」には、着用者の体重及びその装備品の質量の合計が、第8条第6項で規定する落下試験用のトルソー、重り又は砂のうの質量(第9条第2項の規定により「使用可能な着用者の体重と装備品の質量の合計の最大値」としてショックアブソーバに表示されるもの)を超えないことが含まれること。

(4) 本条第3項について

ア 本項は、フルハーネス型か胴ベルト型かに関わらず、墜落制止用器具が

満たすべき「墜落による危険のおそれに応じた性能」として、ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならないことを規定した趣旨であること。

イ 本項の「適切なもの」には、ショックアブソーバの種別について、コネクタの取付設備等の高さ等により定まる自由落下距離が、第8条第3項で規定するショックアブソーバの種別に応じた基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの(第9条第2項の規定によりショックアブソーバに表示されるもの)を超えないことが含まれること。

4 構造(第3条関係)

- (1) 本条第1項第1号の「適切に支持する構造」には、例えば、日本工業規格 T8165(以下「JIS T8165」という。)の5.2.1のa)からc)及びe)の規定による構造があること。
- (2) 本条第1項第2号の「適切に適合させること」には、例えば、JIS T8165 の 5.2.1d) の規定によるものがあること。
- (3) 本条第1項第3号について
 - ア 本号のフルハーネス型に備えるランヤードについては、ショックアブ ソーバが含まれること。ただし、第8条第3項のショックアブソーバの衝 撃荷重の基準と同等以上の衝撃吸収の機能を有する親綱等とランヤード が接続されている場合においても、ランヤードにショックアブソーバを 備えることを求める趣旨ではないこと。
 - イ 本号の「適切に接続したもの」には、例えば、JIS T8165 の 5.5.4 から 5.5.7 の規定によるものがあること。
- (4) 本条第1項第4号の「適切に結合でき、接続部が容易に外れないもの」には、例えば、JIS T8165の5.2.1g)、5.3.6及び5.5.2の規定によるものがあること。
- (5) 本条第2項第1号の「適切に支持する構造」には、例えば、JIS T8165の 5.2.2b)の規定による構造があること。
- (6) 本条第2項第2号の「適切に適合させること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1a) 及び 5.2.2a) の規定によるものがあること。
- (7) 本条第2項第3号の「適切に接続したもの」には、例えば、JIS T8165の 5.5.3 から5.5.7 の規定によるものがあること。
- 5 部品の強度(第4条関係)
- (1)本条で規定する部品の強度は、ISO 規格で規定する静的荷重試験の基準値に整合させる趣旨であるが、日本人の体格等を踏まえ、ISO 規格に整合させることで重量増加等があり、かえって労働災害を誘発する可能性があるものについては、日本独自の基準を採用したこと。また、本条で規定する引張

試験等の方法については、JIS T8165 に定める方法及びこれと同等の方法とするが、これらの方法は、原則として ISO 規格に適合させるものとし、ISO 規格に明確な規定がない場合は、欧米の規格を参考として定めたものであること。

- (2) フルハーネスに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引 張試験の方法」には、JIS T8165 の 8.2.1 及び 8.2.2 の規定による方法が あること。
- (3) 胴ベルトに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8.1.1a) 及び 8.1.2 の規定による方法があること。
- (4) ランヤードのロープ等について
 - ア 織ベルト・繊維ロープのランヤードの引張強度を ISO 規格に適合させると巻取り器やショックアブソーバが大型化し、作業性を損なうことにより、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、第一種ショックアブソーバを備えるランヤードについては、従来どおり 15 キロニュートンとすることができるとし、足元にフックを掛けることで鉄骨等の鋭角による応力集中のおそれがある第二種ショックアブソーバを備えるランヤードについては、ISO 規格どおり 22 キロニュートンとしたこと。
 - イ ランヤードのロープ等に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8.1.1a) 及び 8.1.3 の規定 による方法があること。
- (5) コネクタの引張強度について
 - ア コネクタの引張強度は、ISO 規格への適合に伴う重量増加により、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、従来どおり 11.5 キロニュートンとしたこと。
 - イ コネクタに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張 試験の方法」には、JIS T8165 の 8.1.1a)、8.1.4 及び 8.1.8 の規定によ る方法、「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める耐力試験の方 法」には、JIS T8165 の 8.1.1b) 及び 8.1.5 の規定による方法があること。
- (6) ショックアブソーバの引張強度について
 - ア ショックアブソーバの引張強度は、ISO 規格への適合に伴う重量増加により、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、種別を問わず15キロニュートンとしたこと。
 - イ ショックアブソーバに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に 定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8.1.1a) 及び 8.1.7 の規定に よる方法があること。

(7) 巻取り器について

- ア 巻取り器は、ISO 規格に直接該当する規定がないことから、日本独自の 基準として、コネクタと同じ引張強度を求めることとし、さらに、ロック 装置を有する巻取り器については、ショックアブソーバの最大の衝撃荷 重である6キロニュートンの引張強度を求めたこと。
- イ 巻取り器のうち、任意の長さで巻取りを停止させる機能を有するもの については、ストラップを最大限引き出したときに巻取りを停止させた 状態で使用することが可能であることから、ロック装置の有無に関わら ず、ロック装置を有さない巻取り器として規格を適用すること。
- ウ 巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張 試験の方法」には、JIS T8165 の 8.2.1 及び 8.2.5 の規定による方法があ ること。
- エ ロック装置を有する巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8.2.1 及び 8.2.6 の規定による方法があること。

6 材料 (第5条関係)

本条は、第4条の表の上欄に掲げる墜落制止用器具の部品の材料について 規定したものであること。

7 部品の形状(第6条関係)

- (1) 本条は、可能な限り、性能に関する規定とする趣旨から、フルハーネスの織り方、厚さ及びよじれ等、ISO 規格に規定がない形状等の仕様規定を削除するとともに、ISO 規格で規定されているフルハーネスの主たる部分の幅等に整合する規定としたこと。
- (2) フルハーネスについては、ISO 規格において主ストラップが 40 ミリメートル、補助ストラップが 20 ミリメートルと規定されていることを踏まえて規定したものであり、「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.2.1 の e)及び f)、5.3.1及び 5.3.2 の規定によるものがあること。
- (3) 胴ベルトに係る「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.2.2e)及び 5.3.3 の規定によるものがあること。
- (4)補助ベルトとは、胴ベルト型墜落制止用器具に、墜落時の衝撃を和らげる ために胴ベルトに加えて使用する帯状の部品をいい、補助ベルトに係る「縫 製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)及び5.3.4 の a)及び b)の規定によるものがあること。
- (5) バックルに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める振動試

験の方法」には、JIS T8165 の 8.4 の規定による方法があること。また、「確実にベルトを保持することができること」には、例えば、JIS T8165 の 6.5 の規定によるものがあること。

- (6) ランヤードに係る「標準的な自由落下距離」とは、第9条第2項で規定する「標準的な使用条件」で使用した場合の自由落下距離を示す趣旨であり、「標準的な使用条件」を決定する際の目安については、10 のア及びウに示すところによること。また、ランヤードに係る「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.3.11 の a) から c)、5.3.12、5.4.1 の a)、b)、d)、e)及び f)、5.4.2 及び 5.4.3 の規定によるものがあること。
- (7) コネクタの「適切な外れ止め装置」には、例えば、JIS T8165 の 5.3.8a)、5.3.9a)の規定によるものがあること。なお、コネクタのうち、取り外しができない形状のものについては、外れ止め装置は要求されないこと。また、コネクタに係る「形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.3.8b)、5.3.9c)及び 5.3.10 の規定によるものがあること。
- 8 部品の接続(第7条関係)
- (1) 本条は、部品の接続について、ベルトとバックルの接続等の個別の接続に関する仕様規定を削除し、求められる性能を規定することとしたものであること。
- (2) 本条第1項の「的確に、かつ、容易に緩まないように接続できるもの」には、例えば、JIS T8165の5.5.1から5.5.7の規定によるものがあること。また、安全上必要な部品が取り外されていると墜落制止用器具の機能が発揮できないことを踏まえ、「的確に、かつ、容易に緩まないように接続できるもの」には、墜落制止用器具の製造者が指定する安全上必要な部品が的確に接続されていることが含まれること。
- (3) 本条第2項は、別々の製造者によって製造されたランヤードとフルハーネスなどが組み合わされる場合であっても、相互に干渉することなく、所期の機能を発揮できる必要があることから規定する趣旨であること。
- 9 耐衝擊性等 (第8条関係)
- (1) 本条第1項のフルハーネスに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器 具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 8.3.3 の規定による方法 があること。また、「トルソーを保持できるもの」には、例えば、JIS T8165 の 6.4.2a) の規定によるものがあること。
- (2) 本条第2項について
 - ア 本項のフルハーネスの落下試験時のトルソーの中心線とランヤードの なす角度の上限は、ISO 規格に合わせ、45 度としたこと。併せて、ランヤ

- ードを接続するコネクタを身体の前面に備え付ける場合等は、墜落時に ランヤードが顔面に激突する危険を減らし、かつ、墜落後の自力による応 急措置を行いやすくする等の趣旨により、欧州の規格に合わせて 50 度を 上限としたこと。
- イ 「身体の前面に備え付ける場合等」の「等」には、感電防護衣等を着用 するためにコネクタの位置を低くする必要がある場合が含まれること。
- (3) 本条第3項について
 - ア 本項のショックアブソーバに係る落下試験における自由落下距離及び 基準については、ISO 規格に整合させたものであること。
 - イ 本項のショックアブソーバに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器 具)に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 6.4.1a)、8.3.4 及び 8.3.11 の規定による方法があること。
 - ウ 本項のショックアブソーバに係る落下試験の「同等の方法」には、ISO の規格 10333-2 の 5.1.1 に適合するテストランヤードを使用することが 含まれること。
 - エ 第一種ショックアブソーバに係る落下試験については、1.8メートルを超える自由距離を落下させ、第一種の基準に適合することを確認することは、より安全な措置であることから認められること。ただし、第二種の自由落下距離である 4.0 メートルを超えることは認められないこと。この場合、本項で規定する落下試験において第一種の基準に適合することが確認された自由落下距離のうち、1.8メートル以上 4.0 メートル以下のものが、第6条の表のランヤードの項第2号及び第9条第2項に規定する「第8条第3項の表に定める基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの」に該当すること。
- (4)本条第4項のロック装置を有さない巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 8.3.5 の規定による方法があり、ロック装置を有する巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 8.3.6 の規定による方法があること。
- (5) 本条第5項の胴ベルト型に係る「日本工業規格 T8165(墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165の6.4.1、8.3.9及び8.3.10の 規定による方法があること。
- (6)本条第6項第1号の「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具)に定める形状、寸法及び材質に適合するもの」には、JIS T8165の8.3.1b)1)の規定によるものがあること。また、同項第2号の「特殊の用途」には、100キログラムを超える質量に耐える墜落制止用器具を使用する用途が含まれること。

10 表示(第9条関係)

本条第2項の「標準的な使用条件」を製造者が決定する際には、次に掲げる数値を目安として使用すること。ただし、ア及びイは、成人男性を前提としているため、女性用等、着用者を限定した墜落制止用器具については、ア及びイの数値に関わらず、適切な数値を使用しても差し支えないこと。また、ロック装置付き巻取り器を備えるランヤードについては、当該巻取り器のストラップが最大限引き出されたときの長さの2分の1を標準的な使用条件におけるランヤードの長さとして差し支えないこと。

ア フルハーネスにランヤードを接続する部分の作業床等からの高さ 1.45メートル

イ 胴ベルトにランヤードを接続する部分の作業床等からの高さ 0.95 メ ートル

ウ コネクタの取付設備の作業床等からの高さ

- ① 第一種ショックアブソーバの場合 0.85メートル
- ② 第二種ショックアブソーバの場合 0メートル

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!

~ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ~

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、 以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。 「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
1	胴ベルト型(一本つり)		胴ベルト型(一本つり)
2	胴ベルト型(U字つり)	X >	×
3	ハーネス型(一本つり)		ハーネス型(一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は ①と③のみが「墜落制止用器具」と して認められることになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていた<u>ワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません</u>。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(**高さが6.75m以下**)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ **高さが2m以上**の箇所であって**作業床を設けることが困難**なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、 安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底して ください。作業員の皆さまも、定められたルール に従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2~

|ガイドラインについて P4~



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による 危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、 着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書(平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ)

「墜落制止用器具」への名称変更(安衛令第13条)

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止(安衛則第130条の5等)

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「<u>墜落による</u> 危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ①「安全帯」を労働者に使用させることを事業者に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定
- ★<u>墜落による危険のおそれに応じた性能を有する</u>墜落制止用器具の選定要件について → 5ページ参照 2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置(猶予期間)

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)を使用できるのは 2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年			2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年	
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	以降
政令改正	★公布			★施行日(2月1日)									★完全施行日				
省令改正	★公布			★施行日(2月1日)									(1月2日~)				
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用								使	用可	能	(2019	9(平成	₹31)4	₹2月	1日~	•)	
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使用	可	能 (2	.022(<u>-</u>	平成3	4)年1	月1日	目まで	5)				X
安全帯の 規格改正 (予定)					★i	題用日	_	月1日) 適用E		8月1日	∃)						
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売		製造	可能	נאנא			集	漫造 •	販:	売可	能(2019	 (平成	31)年	2月1	日~:	
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間		製	告 •	販売	可能	Ę.					販:	売可 [*]	能				X
特別教育規程の改正		★f	告示		★道	囿用日	(2月1	旧)									

特別教育(安衛則第36条、特別教育規程第24条)

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表 I ~ V の科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】 ---

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で<u>フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験</u>を有する者は、<u>I、II、Vを省略</u>できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**I を省略**できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、<u>皿を省略</u>できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範囲	時間
I 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
II 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。) に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの 種類及び構造②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への 取付け方法及び選定方法④墜落制止用器具の点検及び整備の方法⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範 囲	時間
V 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への 取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、 一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関する ガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用 語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴べ ルトを着用する場合における当 該フルハーネス又は胴ベルトに ランヤードを接続する部分の高さ からフック等の取付設備等の高 さを減じたものにランヤードの長 さを加えたものをいう。

(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに 牛ずるランヤード及びフルハーネ ス又は胴ベルトの伸び等に自由 落下距離を加えたものをいう。 (右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等に よる取付設備。

●水平親綱

水平方向に設置するロープ等に よる取付設備。

●ワークポジショニング作業

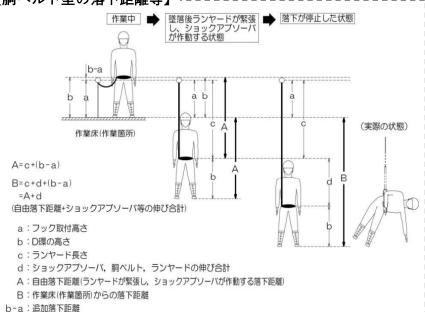
ロープ等の張力により、U字つり 状態などで作業者の身体を保持 して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】---墜落後ランヤードが緊張 し、ショックアプソーバ が作動する状態 作業中 作業床(作業箇所) (実際の状態) A=c+(b-a)B=c+d+(b-a)(自由落下距離+ショックアプソーバ等の伸び合計) a:フック取付高さ b:D環の高さ c: ランヤード長さ d:ショックアプソーバ、フルハーネス、ランヤードの伸び合計 A:自由落下距離(ランヤードが緊張し、ショックアプソーバが作動する落下距離)

【胴ベルト型の落下距離等】

B:作業床(作業箇所)からの落下距離

b-a:追加落下距離



要求性能墜落制止用器具の選定

● 「<u>墜落による危険のおそれに応じた性能を有する</u>墜落制止用器具(<u>要求性能</u>墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。<u>これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される</u>予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・ 手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フル ハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(**高さが6.75m以下**)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

- ※ 一般的な建設作業の場合は**5 mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**2 m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。
- ※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。** U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。

使用可能な最大重量に耐える器具を選定 用器具は、着用者の体重及 = | | | | | | | | | | | | |

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除 く。)



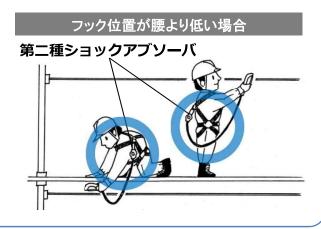


6.75m超

要件3 ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。 (腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

フック位置が腰より高い場合 第一種ショックアブソーバ



【 墜落制止用器具の選定要件(ガイドライン抜粋)】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離 + ショックアブソーバの伸び + 1 m(=6.75 m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。
 - ※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。
- ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、 器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定 すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件^{※2} を想定すると、**5 m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を 使用すること。
 - ※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。

○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネ ス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号)

趣旨 第1

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の 端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則で あるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講

ずることが事業者に義務付けられている。 今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生 法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)第13条第3項第28 号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用 器具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令 第32号。以下「安衛則」という。)等及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働 省告示第92号)における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別

教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。 本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項 のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。 以下「安衛法」という。)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。 事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より

現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用器具 を使用して行う作業について適用する。

第3 用語

- 墜落制止用器具を構成する部品等
- (1) フルハーネス型墜落制止用器具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部 及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具を
- (2) 胴ベルト型墜落制止用器具 身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される
- がパレーエキスの場合である。 墜落制止用器具をいう。) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備(墜落制止 用器具を安全に取り付けるための設備をいう。)等とを接続するためのロープ 又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)及びコネクタ等から フレストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)及びコネクタ等から (3) ランヤード なる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。 (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接
- 続するための器具をいう。) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するため のかぎ形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するた
- がしている。 がの環状の器具をいう。 (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器 具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制 止したときの衝撃荷重が4.0 キロニュートン以下であるものをいい、第二種 ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃
- 荷重が6.0 キロニュートン以下であるものをいう。 (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。 墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するもの がある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ(以下「ロープ等」という。)を
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における 当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック 又はカラビナ(以下「フック等」という。)の取付設備等の高さを減じたもの にランヤードの長さを加えたものをいう(図1及び図2のA)。 (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネ
- ス若しくは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう(図1及び図 2のB)

- 2 ワークポジショニング作業関連 (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。 (2) ワークポジショニング用ローブ 取付設備に回しがけするロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したローブ等の張力によってU字つり状態で身体の作業位 置を保持するためのものをいう。
- (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長
- さを調節するための器具をいう。 (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。
- その他関連器具
- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。 (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。 (※図1・図2省略)

第4 墜落制止用器具の選定

- 基本的な考え方
- (1) 墜落制止用器具は、 フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフ ルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場
- のパー・ス全の整合の正用協議をであれているのである。 合は、胴ベルト型の使用が認められること。 (2) 適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択の ほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それ に伴うランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)の選択

- が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。
 (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルバーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも マーケルに加えたにはいません。このため、いかなる場合によっているがある。 守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の 最大値(4メートル)及びショックアブソーバの伸びの最大値(1.75メート ル)の合計値に1メートルを加えた高さ(6.75メートル)を超える箇所で作業 する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。 墜落制止用器具の選定(ワークボジショニング作業を伴わない場合)

- 2 全海間が出るのでは、ファイン・ファイン・ファイン・ディング・ディング(1)ショックアプソーバ等の種別の選定 ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一
 - 種ショックアブソーバを選定すること。
 ´ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソ ーバを選定すること。
- ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、 第二種ショックアブソーバを選定すること。 (2) ランヤードの選定
- - ランヤードに表示された標準的な条件(ランヤードのフック等の取付高さ (a): 0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b): 1.45メートル。以下同じ。)の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。 / ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下
- 距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推 奨されること。
- ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック
- 等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。 ニーフルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを 使用すること。
- ー ・
 同ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を 掛け替える時のみに使用するものとして、補助ローブを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれる が、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。
- (3) 体重に応じた器具の選定

所業にいるではない。 壁落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除 く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量 が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
(4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安
建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件(ランヤードのフック等の取付高さ:0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45メートル、ランヤード長さ:1.7メートル(この場合、自由落下距離は2.3メートル)、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2メートル、フルハーネスを的伸び:1メートル程度)を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

「整落制止用器具の選定(ワークポジショニング作業を伴う場合)ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具(以下「ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具(以下「ワークポジショニング作器具」という。)は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

必要があること。 (1)ショックアブソーバの種別の選択

フークボジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業 はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に 足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを 選定すること。

- (2) ランヤードの選定 ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。 イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推 奨されること。
 - ・ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相 互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。また、ワークポジショニン グ姿勢を保ちつつ、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であるこ
- 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) フルハーネス型の選定 ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフル ハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用 も認められること。

昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

- 4 昇降・連打時寺の措置、周辺機器の使用
 (1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降(昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。)は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。
 (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制

止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、垂直 親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を 介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適 切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜 落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。

(3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではな イスを取出するとのを設立事等で使用される特別ローブは、プンドードとはなく、 親綱と位置づけられる。また、移動ローブとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ローブにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。 この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

墜落制止用器具の使用

- 墜落制止用器具の使用方法
- (1) 墜落制止用器具の装着

 - ア 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。 イ フルバーネス型については、墜落制止時にフルバーネスがずり上がり、安 全な姿勢が保持できなくなることのないように、緩みなく確実に装着するこ と。また、胸ベルト等安全上必要な部品を取り外さないこと。胴ベルト型に ついては、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置 に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。
 - に、から、極力、胸部ペッキルはいよう唯美に表有すること。 ・ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。 ・ バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤 りないように注意して着用すること。 ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め
 - 装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていない
 - ことを目視により確認すること。 ・ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けることのないようにするため、環又はその付近のベルトには、フック等を掛 けられる器具をつけないこと。
- (2) 墜落制止用器具の取付設備
 - 2 経済財 日報美の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けないこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等 により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処
- イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。
 (3) 墜落制止用器具の使用方法(ワークポジショニング作業を伴わない場合)ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
- - 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれ 1
 - たり、こすれたりしないようにすること。 ・ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に 激突しないような場所に取り付けること。
 - 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用 しないこと
- (4) 墜落制止用器具の使用方法 (ワークポジショニング作業を伴う場合)

 - 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶごと。 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれ
 - るときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、 異状がないことを確かめてから手を離すこと。
 - (ロークボジショニング用ローブは、移動時の掛替え時の墜落防止用に使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ローブを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。
- フック等の使用方法
 - フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷
 - プック等はランヤートのロープ等の取付部とかき部の中心に掛かる引張何重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること、イ回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。ウランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと

 - 外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。 トカルにめ装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。 トランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、 回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。
- 垂直親綱への取付け
- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた 取付設備にフック等を掛けて使用すること。
- -本の垂直親綱を使用する作業者数は、原則として一人とすること。

- (3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。(4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
-)長い合成繊維ローブの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に 親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。 水平親綱への取付け
- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が 横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用 器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に 親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ラン ヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。
- (2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とすること。 (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激 突しないような場所に取り付けること。 (4) 水平親綱に合成繊維ローブを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・
- 地面に接触しないように注意すること。

点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、 管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

点検

…は 点検は、日常点検のほかに―定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げ る事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超 えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て 揃っていることを確認すること。

- 別つていることで確認すること。
 (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
 (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
 (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートによる溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態
 (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけこげ、キンクや撚りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態
- (5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器 については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。 各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び

使用条件を考慮して設定することが必要であること。

(契用条件を考慮して設定することが必要であること。 ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のローブは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みかまいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みかまいので全人もないを

がいいって、こよのな日本所収が必要であること。 おいので念入りな点検が必要であること。 また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が 発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品(例:フック等、ショックアブソーバ及びローブ等を組み合わせたランヤード)を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責 任の観点から行わないこと。

- (1) ベルト、ランヤードのローブ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- (2) ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。(3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油
- をうすく塗ること。
- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場
- (4) 金美規の回転記、指針的は足が助けて圧屈すること。 ゆ にがらな か 合はよく掃除して取り除くこと。 (5) 一般的にランヤードのローブ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。 交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。
- (6) 巻取り器については、ローブの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがない と、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。
- 保管
- 墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。
- (1) 直射日光に当たらない所 (2) 風通しがよく、湿気のない所 (3) 火気、放熱体等が近くにない所
- (4) 腐食性物質が近くにない所
- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

- -度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しない

特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目につい て、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

(※図表省略)

墜落制止用器具に係る質疑応答集

平成 30 年 11 月 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

目次

1	墜落制止用器具の定義	2
2	施行日及び経過措置	2
3	墜落制止用器具の選択	3
4	特別教育の対象作業	4
5	特別教育の科目の省略	6
	特別教育の実施者	
7	特別教育の記録	9
8	その他	10

(注記)

旧規格:「安全帯の規格」(平成 14 年厚生労働省告示第 38 号) 新規格: 2019 年 1 月に告示予定の「墜落制止用器具の規格」

1 墜落制止用器具の定義

【質問1-1】

安全帯と墜落制止用器具はどう違うのか。

(答)

「墜落制止用器具」には、従来の「安全帯」に含まれていたワークポジショニング(身体を作業箇所に保持すること)用の器具である旧規格のU字つり用胴ベルト型安全帯(以下、「U字つり用胴ベルト」といいます。)は含まれません。

なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において 従来の呼称である「安全帯」、「一本つり胴ベルト型安全帯」、「ハーネス型安全帯」 といった用語を使用することは差し支えありません。

2 施行日及び経過措置

【質問2-1】

施行日(2019年2月1日)以降、一本つりの胴ベルト型墜落制止用器具は高さ 6.75メートルを超える箇所で使用できなくなるのか。経過措置はないのか。

(答)

使用できません。

ただし、経過措置により、2019年8月1日以前に製造された安全帯(胴ベルト型(一本つり、U字つり)、ハーネス型のいずれも含む。)であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

	2	018(平	成30)	年	2	2019(A	7成31)	年	2	020(平	成32))年	2	021(平	成33])年	2022(平成34)年
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	以降
政令改正		*1	公布		★	包行日	(2月:	旧)									★完全施行日
省令改正		*:	公布		★ t	を行日	(2月:	旧)									(1月2日~)
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用								使	用可	『能	(2019	9(平成	₹31) ≤	₹2月	1⊟~)	
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間					使月	門可	能(2	2022(=	平成3	4)年1	月1日	∃まで)				×
安全帯の 規格改正(予定)					*ì	適用日		月1日 適用日	•	3月1日	∃)						
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売		製造	可能	SE SE			争	進	. 販	売可	能((2019	(平成	31)年	2月1	日~	
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間		製	告·	販売	可	能					販:	売可	能				×
特別教育規程の改正		*	告示		*i	適用日	(2月:	旧)									

【質問2-2】

施行日(2019年2月1日)以降、U字つり用胴ベルトは使用できなくなるのか。 経過措置はないのか。

(答)

U字つり用胴ベルトについては、ワークポジショニング用の器具として使用することは差し支えありませんが、施行日(2019年2月1日)以降、墜落制止用器具には該当しませんので、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合、墜落制止用器具(フルハーネス型又は一本つり胴ベルト型(高さ6.75メートルを超える箇所ではフルハーネス型))との併用が必要になります。

ただし、経過措置により、2019年8月1日以前に製造された安全帯(胴ベルト型(一本つり、U字つり)、ハーネス型のいずれも含む。)であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

3 墜落制止用器具の選択

【質問3-1】

高さ 6.75 メートルを超える箇所での作業と、高さ 6.75 メートル以下の箇所での作業が混在するとき、常時フルハーネス型を使ってもよいか。

(答)

問題ありません。

フルハーネス型は高さによる使用制限はなく、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)「第4 墜落制止用器具の選定」の「1 基本的な考え方」においても、「墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること」とされています。

さらに、取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプと ランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)を適切に選択する ことも必要です。

4 特別教育の対象作業

【質問4-1】

高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育 を行わなければならないか。

(答)

法令で特別教育が義務付けられるのは、「<u>高さが2メートル以上の箇所であって</u>作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所においての作業、胴ベルト型墜落制止 用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

なお、旧規格に適合しているフルハーネス型安全帯を使用して、<u>高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて</u>作業を行う場合においても、特別教育は必要です。

【質問4-2】

高所作業車を用いた作業についても、特別教育を行わなければならないか。

(答)

高所作業車のバスケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務付けられません。

なお、高所作業車のバスケット内で作業する場合であっても、高さが 6.75 メートルを超える箇所で作業を行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられます。

【質問4-3】

「作業床」とはどのようなものか。

(答)

法令上具体的な定義はありませんが、一般的には、足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を指します。

また、ビルの屋上、橋梁の床板など、平面的な広がりを持った建築物の一部分であって、通常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床となると考えられます。具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問4-4】

身を乗り出す作業、手すりがない場所や開口部での作業について、特別教育が必要か。

(答)

一般的に、作業床上での作業であれば特別教育は義務付けられません。具体的な 判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

なお、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険 を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けること又は労働者に 墜落制止用器具を使用させること等が義務づけられます。

【質問4-5】

高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型墜落制止用器具を着用して通行や昇降をするだけの場合、特別教育は必要か。

(答)

「通行」や「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ありません。

【質問4-6】

「通行」「昇降」の定義はあるか。工事の進捗確認、点検なども「通行」「昇降」 に含まれるか。

(答)

法令上の定義はありませんが、一般的に、「通行」とは、通っていくという意味、「昇降」とは、昇ったり降りたりするという意味であり、それ以外の行為(工事の 進捗確認、現場巡視、点検など)は、「通行」や「昇降」にはあたりません。

ただし、昇降を主たる目的として、昇降しながら昇降用の設備(はしご等)の健全性等を確認するような場合は「昇降」に含まれます。

5 特別教育の科目の省略

【質問5-1】

特別教育は、2019年2月1日までに、全員が受けなければならないのか。科目の省略はないのか。

(答)

一般には、必ずしも全員ではなく、<u>高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業</u>に係る業務に就く者に対しては、2019年2月1日までに特別教育を行わなければなりません。ただし、一定の経験のある者については、以下のとおり、一部の科目の省略が可能です。(平成30年6月22日付け基発0622第1号)

- ① 施行日(2019年2月1日)時点において、<u>高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ</u>でフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」、「墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識」、「墜落制止用器具の使用方法等」の科目を省略できます。
- ② 施行日(2019年2月1日)時点において、<u>高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ</u>で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」の科目を省略できます。
- ③ 足場の組立て等特別教育受講者又はロープ高所作業特別教育受講者は、「労働災害の防止に関する知識」の科目を省略できます。

なお、改正省令公布後施行日(2019年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を施行日以降に再度受講する必要はありません。

<参考:特別教育について(安衛則第36条、安全衛生特別教育規程第24条)>

<学科教育>

\T14\H\/		
科目	範囲	時間
作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い	1 時間
	方法	
	②作業に用いる設備の点検及び整備の方法	
	③作業の方法	
墜落制止用器具(フル	①墜落制止用器具のフルハーネス及びラン	2 時間
ハーネス型のものに限	ヤードの種類及び構造	
る。以下同じ。)に関す	②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の	
る知識	方法	
	③墜落制止用器具のランヤードの取付け設	
	備等への取付け方法及び選定方法	
	④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	
	⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	
労働災害の防止に関す	①墜落による労働災害の防止のための措置	1 時間
る知識	②落下物による危険防止のための措置	
	③感電防止のための措置	
	④保護帽の使用方法及び保守点検の方法	
	⑤事故発生時の措置	
	⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び	0.5 時間
	労働安全衛生規則中の関係条項	

<実技教育>

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の	1.5 時間
方法等	方法	
	②墜落制止用器具のランヤードの取付け設	
	備等への取付け方法	
	③墜落による労働災害防止のための措置	
	④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	

【質問5-2】

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の修了者は、特別教育の科目を省略できるか。また、「とび技能士」などは特別教育の一部省略はできないか。

(答)

特別教育の一部省略の条件等は【質問5-1】(答)のとおりですので、「足場の組立て等作業主任者技能講習の修了」や「とび技能士」をもって特別教育の一部の科目の省略はできません。【質問5-1】(答)の要件に該当するかどうかで判断してください。

【質問5-3】

科目省略の要件に、「6月以上従事した経験」とあるが、この経験は胴ベルト型 又はフルハーネス型を用いた作業であれば、どのような作業でもいいか。

(答)

高さが2メートル以上の箇所での作業であれば、作業内容に限定はありませんが、「6月以上従事した経験」に該当するためには、継続的にその作業に就いている必要があります。

【質問5-4】

「6月以上従事した経験」の証明に、定められた基準はあるか。

(答)

一般的には、当該労働者を雇用する(していた)事業者が証明することになると 思われます。

証明に関して、法令で定められた基準・様式等はありません。

【質問5-5】

「6月以上従事した経験」の考え方について、特別教育受講時点では6ヶ月の経験がないが、施行日(2019年2月1日)時点では6ヶ月以上の経験がある見込みであるとき、特別教育の一部省略はできるか。

(答)

6ヶ月以上の経験を見込み、施行日より前に科目の一部を省略して特別教育を受講いただくことは問題ありません。

ただし、施行日において経験が足りない場合には、省略した科目の補講が必要となりますので、ご注意ください。

6 特別教育の実施者

【質問6-1】

特別教育は、外部の教育機関で受講しなければならないのか。

(答)

法令では、事業者に、特別教育の実施を義務付けておりますので、事業者が自ら 特別教育を実施するのは、当然、差し支えありません。

【質問6-2】

特別教育の講師要件はあるか。

(答)

特別の資格要件はありませんが、特別教育の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。(平成27年8月5日付け基発0805第1号)

7 特別教育の記録

【質問7-1】

特別教育の修了証や書類の保存義務はあるのか。

(答)

事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これらを3年間保存しなければなりません。

8 その他

【質問8-1】

高さを算定する場合の基準点は地上となるか。屋根や足場は基準点となるか。

(答)

原則として地上(GL)を基準としますが、十分な広さを持つコンクリート床面の 上方で高所作業を行う場合など、さらにそこから墜落することが想定できない場合 などについては、その高さを基準点とすることができます。

具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問8-2】

フルハーネス型を購入する際に補助金があると聞いたが、どのようなものか。

(答)

新しい規格に対応する機械への更新等を促進する目的で、「既存不適合機械等更新支援補助金事業(仮称)」を平成31年度予算として要求しているところです。平成31年度予算が成立するまで、具体的な内容は未定です。

政令第百八十四号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内 閣は、 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、こ

の政令を制定する。

労働安全衛生法施行令 (昭 和四十七年政令第三百十八号) の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第二十八号を次のように改める。

二十八 墜落制止用器具

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年二月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この 政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前 の例による。

○ 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)(抄)労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

4 · 5 (略)	二十九~三十四 (略)	二十八 墜落制止用器具	の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。	3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦 3	2 (略) 2	第十三条 (略) 第	(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)	改 正 後
*•5 (略)	二十九~三十四 (略)	二十八 安全帯 (墜落による危険を防止するためのものに限る。) 一~二十七 (略)	の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。	5 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦	3 (略)	第十三条 (略)	(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)	改正前

○厚生労働省令第七十五号

労働安全衛生法施 行令の一 部を改正する政令(平成三十年政令第百八十四号) の施行に伴い、 並 びに労働

安全衛生法 留 和四: 十 七 年 -法律 第五十七号) 第十四条、 第二十七条第一 項、 第五 十九条第三項及び第百十三

条の 規定に基づき、 労働安全衛 生 規則等 *の* 部を改一 正する省令を次のように定め る。

平成三十年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

(労働安全衛生規則の一部改正)

第一 条 労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

_	
(傍紡部)	
分	
13	
改	
正	
剖	
分	
$\overline{}$	

2 (略)	、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。 、。	育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。号まで及び第三十九号から第四十一号までに掲げる業務に係る特別教十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六第三十九条(前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三(特別教育の細目)	号に掲げる業務を除く。) 号に掲げる業務を除く。) 号に掲げる業務を除く。) 号に掲げる業務を除く。)	改 正 後
2 (略)	(粉砕機等への転落等における危険の防止) (粉砕機等への転落等における危険の防止)	について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。号まで、第三十九号及び第四十号に掲げる業務に係る特別教育の実施十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六第三十九条(前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三(特別教育の細目)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (改正前

用を命じられたときは、これを使用しなければならない。具その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)の使多、労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器

(転落等の危険の防止)

ま百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機(第百三十条の五第一項の 等百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機(第百三十条の五第一項の 第百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機(第百三十条の五第一項の

2 (略)

具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 3 労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器

(林業架線作業主任者の職務)

·] (略)

(要求性能墜落制止用器具等の使用)

止用器具等を使用させなければならない。を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。)を用いて作業第百九十四条の二十二 事業者は、高所作業車(作業床が接地面に対し

| 2.前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければなら||2.前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければなら

| しなければならない。 | の使用を命じられたときは、これを使用。 | 以下「安全帯等」という。 | の使用を命じられたときは、これを使用。 | 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱(

(転落等の危険の防止)

険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。 機械を除く。)の開口部から転落することにより労働者に危険が生ず第百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機(第百三十条の五第一項の第百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機(第百三十条の五第一項の

2 (略)

られたときは、これを使用しなければならない。 | 3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じ

(林業架線作業主任者の職務)

を行わせなければならない。第百五十一条の百二十七 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項

·二 (略)

一 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(安全帯等の使用)

前項の労働者は、安全帯等を使用しなければならない。

2

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

事項を行わせなければならない。第二百四十七条。事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の

すること。
三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視

(地山の掘削作業主任者の職務)

なければならない。 | 第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせ | 第

一・二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること

(土止め支保工作業主任者の職務)

一・二(略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること

(ずい道等の掘削等作業主任者の職務)

事項を行わせなければならない。 第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の

(略)

し、不良品を取り除くこと。 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

事項を行わせなければならない。第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の

· 二 (略)

作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(地山の掘削作業主任者の職務)

| せなければならない。| 第三百六十条 | 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行なわ

一·二 (略)

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(土止め支保工作業主任者の職務)

なわせなければならない。 第三百七十五条 事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行

一·二 (略)

三安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の掘削等作業主任者の職務)

事項を行わせなければならない。| 第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の

一 (略)

除くこと。 一 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り

安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

Ξ

わせなければならない。第五百十七条の九 事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行(鋼橋架設等作業主任者の職務)	三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視することし、不良品を取り除くこと。	四 (略) (採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行常四百四条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行った。	三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること
おせなければならない。	三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。	四 (略) 四 (略) 四 (略) 四 (略) 四 (略) 四 (略) (採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行家四百四条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行るかせなければならない。	三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

一 (略)

- 。 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること

(木造建築物の組立て等作業主任者の職務)

の事項を行わせなければならない。第五百十七条の十三 事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次

- (田)
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること

(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務)

主任者に、次の事項を行わせなければならない。 第五百十七条の十八 事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業 第

- (略)
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること

(コンクリート橋架設等作業主任者の職務)

、次の事項を行わせなければならない。第五百十七条の二十三。事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に

- 一 (略)
- し、不良品を取り除くこと。 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検

一 (略)

除くこと。 二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取

安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(木造建築物の組立て等作業主任者の職務)

の事項を行わせなければならない。第五百十七条の十三 事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次

(略)

除くこと。
二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務)

| 主任者に、次の事項を行わせなければならない。 | 第五百十七条の十八 | 事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業

一 (略)

除くこと。 一 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り

一 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート橋架設等作業主任者の職務)

、次の事項を行わせなければならない。第五百十七条の二十三 事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に

- (略)
- 除くこと。 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り

要求 性 能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること

> 三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業床の設置等

第五百十八条

2 よる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 防網を張り、 事業者は、 労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落に 前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、

(作業床の設置等)

第五百十八条 (略)

2 を防止するための措置を講じなければならない。 防網を張り、 事業者は、 労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危 前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、

第五百十九条

2 とき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り の危険を防止するための措置を講じなければならない。 労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者 事業者は、 前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難な

第五百二十条 労働者は、 第五百十八条第二項及び前条第二項の場合に 第五百二十条

おいて、 を使用しなければならない。 要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、

第五百十九条

2 、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止する とき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り ための措置を講じなければならない。 事業者は、 前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難な

ならない。

これ

おいて、

安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければ

労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合に

、要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

第五百二十一条 場合において、 けなければならない。 要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるとき 事業者は、 高さが二メートル以上の箇所で作業を行う

2 要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無につ 事業者は、 随時点検しなければならない。 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは

(安全帯等の取付設備等)

第五百二十一条 う場合において、 安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 事業者は、 労働者に安全帯等を使用させるときは、 高さが二メートル以上の箇所で作業を行な 安全帯等を

2 の取付け設備等の異常の有無について、 事業者は、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等及びそ 随時点検しなければならない

(ホッパー等の内部における作業の制

ホツパー又はずりびんの内部その他土 第五百三十二条の二 事業者は、 ホツパー又はずりびんの内部その他土

第五百三十二条の二

事業者は、

(ホッパー等の内部における作業の制限

の限りでない。
具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、こ件業を行わせてはならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で

(煮沸槽等への転落による危険の防止)

第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落するこ 第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落するこ ない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落に い。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落に よる労働者の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホツパー よる労働者の危険を防止するため、必要な箇所に高 まる労働者の危険を防止するため、必要な箇所に高 ない。

(ライフラインの設置)

(作業指揮者)

の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作

一 (略)

、要求性能墜落制止用器具の使用

当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。作業を行わせてはならない。ただし、労働者に安全帯を使用させる等砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で

(煮沸槽等への転落による危険の防止)

を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。 い。ただし、労働者に安全帯を使用させる等転落による労働者の危険 さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に安全帯を使用させる等転落による労働者の危険 とにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホツパー を防止するための増置を講じたときは、この限りでない。 単名の とにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホツパー を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(ライフラインの設置)

い。

「ライフライン」という。)を設けなければならな下この節において「ライフライン」という。)以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの(以持器具を取り付けたロープ(以下この節において「メインロープ」と第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保

《五百三十九条》 (作業指揮者)

の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作

一 (略)

二 作業中、安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(安全帯の使用

第五百三十九条の七 業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならな 事業者は、 ロープ高所作業を行うときは、当該作|第五百三十九条の七 業を行う労働者に安全帯を使用させなければならない。 事業者は、 ロープ高所作業を行うときは、

- 2 ばならない。 前項の要求性 能墜落制止用器具は、 ライフラインに取り付けなけれ
- 3 を命じられたときは、 労働者は、 項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用 これを使用しなければならない。

2 前項の安全帯は、 ライフラインに取り付けなければならない。

当該作

3

は、これを使用しなければならない。 労働者は、 第 項の場合において、 安全帯の使用を命じられたとき

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日 び保護帽の状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修 の作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及 又は取り替えなければならない。

(作業開始前点検

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、 なければならない。 ついて点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替え の作業を開始する前に、メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態に

(架設通路

第五百五十二条

2

り外す場合において、 前項第四号の規定は、 次の措置を講じたときは、 作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取 適用しない。 2 第五百五十二条

り外す場合において、

前項第四号の規定は、

れと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 かつ、 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け 労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこ

(略)

講ずること。

安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を

安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、

次の措置を講じたときは、

適用しない。

かつ、労働者に

作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取

(略)

3

第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用 4

4 3

労働者は、

を命じられたときは、

これを使用しなければならない。

は、これを使用しなければならない。 労働者は、第二項の場合において、 安全帯の使用を命じられたとき

第五百六十三条 略

(作業床)

3 2

第一項第三号の規定は、

第五百六十三条

略

(作業床

作業の性質上足場用墜落防止設備を設ける 3 第一項第三号の規定は、 作業の性質上足場用墜落防止設備を設ける

- 9

を取り外す場合において、 ことが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止 次の措置を講じたときは、 適用しない。 設備

れと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 かつ、 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設 労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこ け

(略)

4 5 (略)

6 を命じられたときは、これを使用しなければならない。 労働者は、 第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 の措置を講じなければならない。 ル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、 事業者は、つり足場、 張出し足場又は高さが二メート 次

(略)

兀 る労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。 足場材の緊結、 取り外し、受渡し等の作業にあつては、 墜落によ

(略)

講ずること。 講じたときは、この限りでない。 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設 かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を

五. 略

2 らない。 墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければな 労働者は、 前項第四号に規定する作業を行う場合において要求性能

(足場の組立て等作業主任者の職務

第五百六十六条 行わせなければならない。 事業者は、 足場の組立て等作業主任者に、 ただし、 解体の作業のときは、 第一号の規 次の事項を

> ことが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備 を取り外す場合において、 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、 次の措置を講じたときは、 かつ、労働者に 適用しない。

講ずること。 安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を

(略)

4 • 5 (略)

6 労働者は、 これを使用しなければならない。 第三項の場合において、 安全帯の使用を命じられたとき

(足場の組立て等の作業

|第五百六十四条 の措置を講じなければならない。 ル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、 事業者は、 つり足場、 張出し足場又は高さが二メート

次

一~三 (略)

几 る労働者の危険を防止するため、 足場材の緊結、 取り外し、 受渡し等の作業にあつては、 次の措置を講ずること。 墜落によ

口 等以上の効果を有する措置を講じたときは、 に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、 この限りでない。 当該措置と同 かつ、労働者

五. 略

2 使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯

(足場の組立て等作業主任者の職務

第五百六十六条 行なわせなければならない。 事業者は、 足場の組立て等作業主任者に、 ただし、 解体の作業のときは、 次の事項を 第一号の

定は、 器具、工具、 不良品を取り除くこと。 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。 (略 (略) 適用しない。 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し 匹 規定は、適用しない。 くこと。 器具、工具、 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。 略 安全帯及び保護帽の機能を点検し、 不良品を取り除

第五百七十五条の六 (略)(作業構台についての措置)

、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこつ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。とが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けるこ

二 (略) れと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

3 (略) (略)

を命じられたときは、これを使用しなければならない。4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用

(作業構台についての措置)

- 反り外す場合こおいて、欠り普畳を構じたとさば、適用しない。 - とが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けるこ第五百七十五条の六 (略)

安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を一安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

講ずること。

二 (略)

は、これを使用しなければならない。 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたとき

4

3 (略)

(ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正)

する。

第二条 ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和四十七年労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正

_
傍
絲
線部
分
ĺ
改
ī
部
岩分
//

- 0	/ */*	Arts:	
2 (略)	の限りでない。ただし、安衛則第四十二条に規定する場合は、こかせてはならない。ただし、安衛則第四十二条に規定する場合は、こけた者(以下「ボイラー技士」という。)でなければ、当該業務につけた者(以下「ボイラー技士免許と以上級ボイラー技士免許を受第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイ(就業制限)	(ボイラー据付け作業の指揮者) (ボイラー据付け作業の指揮者) (ボイラー据付け作業の指揮者をこと。 (ボイラー据付け作業の指揮者をこと。) (ボイラー据付け作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。 (本の第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項 (本の第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項 (本の第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項 (本の第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項 (本の第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項 (本の第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項 (本の第三十二号。以下「安衛則」という。)をの他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の第三十二号。との他の命綱及び保 (本の他の命綱及び保 (本の他の命綱及び保 (本の他の命綱及び保 (本の他の命綱及びと (本の他の命綱及びと (本の他の命綱及びと (本の他の命綱及びと (本の他の命綱及びと (本の他の命綱及びと (本の他の命綱及びと (本の他の命綱及びと (本の他の命綱な (本の他ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	改正後
2(略) は、この限りでない。	東三十二号。以 で者(以下「ボー技士免許、一 ではならない ではならない でが、 でが、 でが、 が、 が、 が、 でが、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	(ボイラー据付け作業の指揮者) (ボイラー据付け作業の指揮者を監視すること。 の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。 の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。 の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。	改正前

(クレーン等安全規則の一部改正)

第三条 クレーン等安全規則 (昭和四十七年労働省令第三十四号) の一部を次の表のように改正する。

_
(傍紡
剖
欠
は改
Ī
剖
分

3 労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは 三・四 (略)	3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を 三・四 (略)
二 労働者に安全帯等を使用させること。 一 (略)	二 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。 一 (略)
を防止するため次の事項を行なわなければならない。2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険	を防止するため次の事項を行わなければならない。 2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険
七十三条(略	第七十三条(略)
1	すること。
三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状况を監視すること。 一・二 (略)	三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び呆護帽の使用伏況を監視 一・二 (略)
なければならない。	ければならない。
2 事業皆は、前頁第一号の乍業を旨軍する皆こ、欠の事頁を守なっす 第三十三条 (略)	2 事業皆よ、前頁第一号の乍業を旨軍する皆こ、欠の事頁を1寸つよな 第三十三条 (略)
(組立て等の作業)	(組立て等の作業)
、これを使用しなければならない。	- 命じられたときは、これを使用しなければならない。
労働者は、前	労働者は、前項の
	三 (各) 「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させること。
) その他の命綱 ()	をいう。)その他の命綱(
二 労働者に安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。	二 労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第百三十条の五第一項 (略)
・(各)を防止するため次の事項を行わなければならない。	- ^^^ を防止するため次の事項を行わなければならない。
は、	は、
第二十七条(略)	第二十七条(略)
改正前	
(傍線部分は改正部分) (傍線部分は改正部分)	

ければならない。 2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせな 第百九十一条 (略) (組立て等の作業)	三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視ければならない。 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせな ければならない。 (組立て等の作業)	(組立て等の作業) すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。	(ジブの組立て等の作業) すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。	命じられたときは、これを使用しなければならない。
なければならない。 2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせ第百九十一条 (略) (組立て等の作業)	三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。一・二 (略) なければならない。 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせ第百五十三条 (略)	三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。一・二 (略)	三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。一・二 (略) 一・二 (略) ま業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせな第七十五条の二 (略) (ジブの組立て等の作業)	、これを使用しなければならない。

H	三
5 - 10	作業中、
	要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視

三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。一・二 (略)

(ゴンドラ安全規則の一部改正)

第四条 ゴンドラ安全規則 (昭和四十七年労働省令第三十五号) の一部を次の表のように改正する。

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

	(傍綉音分に改正音分)
改 正 後	改 正 前
(特別の教育)	(特別の教育)
2 (略) 第十二条 (略)	2 (略) 第十二条 (略)
一項において「安衛則」という。) 第三十七条及び第三十八条並びに 3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第	及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十七条
、厚生労働大臣が定める。前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は	育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
(要求性能墜落制止用器具等)	(安全帯等)
第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当	第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当
該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第百三十条の	該作業を行う労働者に安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯
(以下この条において「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使工第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命練)を使用させなければならない。 をいう)その他の命綱(以下この条にまして「安全帯等」という
2 つり下げりこめりフイヤュープが一本であるゴノドラこあつてよ、 用させなければならない。	2.つりドげりためりスイヤュープド一体であるゴノドラこあつては、 ̄ー
前項の要求性能墜落制止用器具等は当該ゴンドラ以外のものに取り付	前項の安全帯等は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならな
3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使しないがにならなり	3 労働者は、第一項の場合において、安全帯等の使用を命じられたとし
用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	きは、これを使用しなければならない。

(酸素欠乏症等防止規則の一部改正)

第五条 酸素欠乏症等防止規則 (昭和四十七年労働省令第四十二号)の一 部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

、通引した。 (立入禁止) (立入禁止) ・ 通引した。 ・ 通引した。 ・ 「関連のでは、「大学のでは、 ・ 1 「「大学のでは、「大学の こうない こうない こうない こうない こうない こうない こうない こうない	補修し、又は取り替えなければならない。	(要求性能墜落制止用器具等) (要求性能墜落制止用器具等) (要求性能墜落制止用器具等) という。) を使用させなければならない。 (要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省に要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省に要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省に取り付けるための設備等を設けなければならない。 (要求性能墜落制止用器具等) という。) を使用させなければならない。 (要求性能墜落制止用器具等) という。) 解百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。) が、第百三十条の五第一項に規定する場合において、要求性能墜落制止用器具等) (要求性能墜落制止用器具等)	改 正 後
「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」」」という。 第五百八十五 1、第一項の酸素欠乏危険場所については、労働安全衛生規則(昭和四2 (略)	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 では、 では、 では	(安全帯等) (安全帯等)	改正前

、適用しない。

条第一項第四号の規定(酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に 掲げる省令 の規定の適用につい ては、 平成三十 一年八月 日前 に製造された安全帯 (要求性能墜落

制 止 用 器具 (第 一 条 \mathcal{O} 規定による改 Ē 後 の労働安全衛 生 規則 第 百三十 条の 五. 第 項に 規定する要求 性 能 墜

落 制 止 用 器具をい う。 以 下 同 ľ, に該当するもの を除く。) 又 は 同 日 に お V) て現に製造 て 1 る安全帯

要 求 性 能 墜 落 制 止 用 器 具 に 該当するものを除く。 は、 平 -成三十| 应 年 月 日 ぼま で \mathcal{O} 間 要求 性 能 墜落

制止用器具とみなす。

第 条 \mathcal{O} 規定による改正後の労働安全衛生規則第百三十条の五 第 項及び第三項、 第百四·

項及び 第三 項、 第百 五 +__- 条の 百二十七、 第百 九十 应 条の二十二、 第二百 兀 十七七 条 第三百-二六十条、 第

三百 七 + 五 条、 第 三百 八 十三条 の三、 第三百 八 十三 条 \mathcal{O} 五. 第四 百 匹 条、 第 五. 百 + 七 条 \mathcal{O} 五. 第 五. 百 +

七 条の 九、 第五 百 十七条の十三、 第五 百十七 条の 十八、 第五 百 十七条の二十三、 第五 百 十八条第 項

第五 百十九条第二項、 第五 百二十条、 第五百二十一条、 第五百三十二条の二、 第五 百三十三条、 第五 百

三十 九 条 が 二、 第五 百三十 九 条 の六、 第五 百 三十九 条 \mathcal{O} 七、 第五 百 三十 九 条 O九、 第五 百 五. 十二条第二

項 庭 CK 第 四 項、 第 五 百六· 十三条第三項 反 CK 第 六 項、 第 五. 百 六十 兀 条、 第 五. 百 六十六条並 び に 第 五. 百 七十

五条の六第二項及び第四項

第二 条 \mathcal{O} 規定 に よる改一 正 後の ボ イラー -及び圧・ 力容器安全規則第 + 六条

第三条 O規定に よる改 正 後 \mathcal{O} クレ 1 等 安全規則第二十 七 条第二 項 及び 第三項、 第三十三条第二 項、

第七 十三条第二 項 及び 第 三項、 第 七 + 五 条 の 二 第二 項、 第百· 十八条第二項、 第百 五. 十三条第二項 並 びに

第百九十一条第二項

四 第四条の規定による改正後のゴンドラ安全規則第十七条

五. 第 五. 条 \mathcal{O} 規定による改正後の 酸 素欠乏症等防 止 規則第六条及び第七条

〇厚生労働省告示第二百四十九号

働 12 十二条第三 省 労 労 令 働 働 第三十二号) 安 安 全 全 項 衛 衛 及び 生 生 法 法 第二十 施 第三十 昭 行 令 和 八 兀 \mathcal{O} 条 九 + 条 七 部 \mathcal{O} 規 を 並 年 定 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 法 改 に に 律 正 す 基 酸 第 づ る政令 素 五. 欠乏症 き、 + 七 安全: 号) 平 等 成三十. 第 四 衛 防 生 止 + = 特 規 別 年 則 教 条 、 · 政令 育 昭 第 規 労 和 程 兀 働 百 等 八 + 安 + 全 七 \mathcal{O} 兀 年 衛 号) 部 労 生 を 働 規 改 0 省 則 正 令 施 す 昭 行 第 る告示を次 匹 に 和 伴 + 兀 -二号) + V ; 七 年 並 第 労 び \mathcal{O}

平成三十年六月十九日

ように定

め、

平 成

三十

年二

月

日

カ

5

適

用

でする。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(安全衛生特別教育規程の一部改正)

安

全

衛

生

特

別

教

育

規

程

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

告

示

第 条 安 全 衛 生 特 別 教 育 規 程 留昭 和 兀 + 七 年労働省告示第九十二号) \mathcal{O} 部を 次 0 表 \mathcal{O} ように改正

する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後			改正前	
(ロープ高所作	業に係る業務に係る特別教育)		(ロープ高所作	業に係る業務に係る特別教育)	
第二十三条 (略)					
前項の学科教	育は、次の表の上欄に掲げる科	:目に応じ、それぞ	学科教	育は、次の表の上欄に掲げる科	目に応じ
表の中欄	範囲について同表の	欄に掲げる時間	表の中欄	掲げる範囲について同表の下	欄に掲げる時間
行うものとす	る。		上行うものとす	る。	
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
(略)			(略)		
労働災害の防	墜落による労働災害の防止の	一時間	労働災害の防	墜落による労働災害の防止の	一時間
止に関する知	めの措置 墜落制止用器		止に関する知	ための措置 安全帯及び保護	
識	方法並び		識	の使用方法並びに保守点	
	保守点検の方法			方法	
(略)			(略)		
3 第一項の実技	教育は、次の表の上欄に掲げる	科目に応じ、それ	3 第一項の実技	教育は、次の表の上欄に掲げる	科目に応じ、そ
ぞれ、同表の中	欄に掲げる範囲について同表の	下欄に掲げる時	ぞれ、同表の中	欄に掲げる範囲について同表の	下欄に
以上行うものと	とする。		以上行うものと	する。	
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
ロープ高所作	ロープ高所作業の方法 墜落	二時間	ロープ高所作		二時間
業の方法、墜	のた		業の方法、墜	る労働災害の	
落による労働	の措置 墜落制止用器具及び		落による労働	保護	
	保護帽の取扱い		災害の防止の	取扱い	
ための措置並			ための措置並		
びに墜落制止			びに安全帯及		
用器具及び保			び保護帽の取		
護帽の取扱い			扱い		
(略)			(略)		

$\overline{}$
新
設
$\overline{}$

3 第一項の実技教育		識 止 労 に 働 関 ジ ま る 知 防	関 で で で で で で で で で で で で で	第二十四条 安衛則第 和、同表の中欄に掲 和、同表の中欄に掲 を が が が の 学 科教育は を の 学 科教育は の 学 科 数 育 は の 学 科 数 育 は の 学 科 数 育 は の と の も り は る り る り る り る る る る る 。 る る る る る る る る
は、次の表の上欄に掲げる	令及び安衛則中の関係条	送落による労働災害の防止の ための措置 落下物による危 険防止のための措置 保護帽の使 川方法及び保守点検の方法 用方法及び保守点検の方法 保護帽の使	おは、 おは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	げる範囲について同表の下、次の表の上欄に掲げる科び実技教育により行うものび実技教育により行うもの
科目に応じ、それ	・五時間	一 時 間	二 一 時間 間	欄に掲げる時間以 目に応じ、それぞ とする。 とする。

及 措 に 設 用 ネ 表の下欄に	び整備の方法 置 墜落制止用器具の点検	等 器具のランヤードの取付は 具の使用方法 スの装着の方法 墜落制虫	墜落制止用器 墜落制止用器具のフルハー 新田	1770ものとする。 同表の中欄に
	検の落及者に	け此	一一時	同表の下欄に

(酸素欠乏危険作業特別教育規程の一部改正)

ように改正する。

第二条 酸素欠乏危険作業特別教育規程 (昭和四十七年労働省告示第百三十二号)の一部を次の表の

育は、色斗女育ニこ)、 てつ そつ 二間 二場げ う斗目 ニュン・ニー 女育は、色斗女育ニ	、ているいに側に場所の料目にはない。に 女育は、とれ女育にはし規則第十二条第一項の規定による特別の 第一条 酸素欠乏症等防止	女育は、台斗女育により、てりそりに聞て場ずら斗目にはないに、女育は、台斗女育により一条「酸素欠乏症等防止規則第十二条第一項の規定による特別の 第一条「酸素欠乏症等防止―――――――――――――――――
	る特別の 第一条 酸素欠乏症等防	る特別の 第一条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第一項の規定に

(酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程 ... の __ 部改

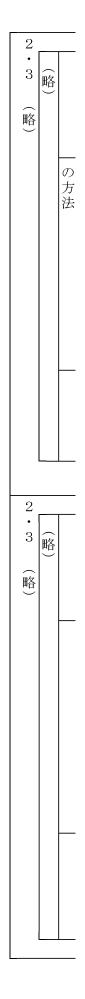
正

第三条 酸素 欠乏危险 険 作 業 主 任 者技能講 習 及 び 酸 素 欠乏· 硫 化 水 素 危 険 作業 主 任 者 技 能 講 習 規 程 留昭

和 兀 + t 年 - 労働 省告示 第百三十三号) の 一 部 を 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} ように 改 正 する。

(傍線部分は改正部分)

「講習科目の範囲及び時間)	(講習科目の範囲及び時間) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (改正後
(講習科目の範囲及び時間) 方法並びに保守点検の方法	(講習科目の範囲及び時間) (本) (改 正 前



(ゴンドラ構造規格の一部改正)

第四条 ゴンドラ構造規格 (平成六年労働省告示第二十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍
線部
一分は
改
正部
分

ェア型のゴンドラにあっては、この限りでない。ただし、チための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チ第十九条 ゴンドラは、墜落制止用器具その他の命綱を取り付ける(金具等)	改 正 後
ゴンドラにあっては、この限りでない。 具等を備えているものでなければならない。ただし、チェア型の第十九条 ゴンドラは、安全帯その他の命綱を取り付けるための金(金具等)	改正前

○厚生労働省告示第十一号

安 全 労 衛 働 安 生 全 法 衛 昭 生 法 和 兀 施 + 行 令 七 年 \mathcal{O} 法 部 律 第 を 改 五. 正 + す 七 る 号) 政 令 第 兀 平 十 二 成三 条 + \mathcal{O} 規 年 定 政 令 に 基 第 づ 百 き、 八 + 安 兀 号) 全 帯 \mathcal{O} \mathcal{O} 施 規 格 行 に 平 伴 成 11 + 兀 労 年 働

厚 生 労 働 省 告 示 第 \equiv + 八 号) \mathcal{O} 全 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 平 成 \equiv + 年 月 日 か 5 適 用 す る。

平成三十一年一月二十五日

生労働大臣 根本 匠

厚

墜落制止用器具の規格

(定義)

第 条 \sum \mathcal{O} 告 示 に お 11 て、 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定 \Diamond るところ に ょ

る。

 \mathcal{O} 身 フ 体 ル に ハ] カ ネ か る ス 荷 重 墜 を 落 肩 を 制 腰 止 す 部 る 及 際 CK 腿も に 墜 等 落 12 お 制 1 止 て支 用 器 持 具 を す 着 る 構 用 造 L た \mathcal{O} 器 者 具 を 以 下 V う。 着 用 者 とい う。

胴 ベ ル } 身 体 \mathcal{O} 腰 部 に 着 用 す る 帯 状 \mathcal{O} 器 具 を V う。

 \equiv \mathcal{O} 取 ラ n 口 付 ン プ け Y 又 る は た K ス \Diamond 1 \mathcal{O} フ ラ 設 ル ツ 備 ハ 等 プ ネ を 。 以 1 ス 下 う。 又 は 「ラン 以 胴 ベ 下 Y ル \mathcal{O} 1 F 条 لح \mathcal{O} 及 親 び 綱 口 そ 次 プ 条 \mathcal{O} 等 第 他 \equiv \mathcal{O} とい 項 取 に 付 う。 設 お 11 備 等 7 同 墜 じ コ ネ 落 ク 制 タ لح 止 等 を 用 器 接 シ 続 具 を 日 す る 安 ツ 全 ク た に T 8

ブ ソ 1 バ 又 は 巻 取 り 器 を 接 続 がする 場 合 は 当 該 シ 日 ツ ク アブ ソ] バ 又 は 巻 取 り 器 を含 む カゝ 5

な る 器 具 を 11 う。

兀 コ ネ ク タ フ ル ハ ネ ス、 胴 ベ ル **,** ラ Y K 又 は 取 付 設 備 等 を 相 互. 12 接 続 す る た 8 \mathcal{O} 器 具

を 1 う。

五 シ 彐 ツ ク アブ ソ バ 墜 落 を 制 止 す る ときに 生 ず る 衝 擊 を 緩 和 す る た \otimes \mathcal{O} 器 具 を 7 う。

六 巻 取 1) 器 ラン Y K \mathcal{O} 口] プ 等 を 巻 き 取 る た \Diamond \mathcal{O} 器 具 を 1 う。

七

自

由

落

下

距

労

者

が

フ

ル

ノヽ

ネ

ス

又

は

ベ

ル

1

を

着

用

す

る

場

合

に

お

け

る当

該

フ

ル

ノヽ

ネ

ス

又 は 胴 ベ ル 1 に 離 ラ ン 働 Y F を 接 続 す る 部 分 \mathcal{O} 高 胴 さ カ 5 コ ネ ク タ \mathcal{O} 取 付 設 備 等 \mathcal{O} 高 さ を 減 じ た t \mathcal{O}

に ラ ン Y F \mathcal{O} 長 さ を 加 え た ŧ \mathcal{O} を 11 う。

八 落 下 距 離 墜 落 制 止 用 器 具 が 着 用 者 \mathcal{O} 墜 落 を 制 止 す る ときに 生 ず んるラ ン Y ド 及 び フ ル

ス 又 は 胴 べ ル 1 \mathcal{O} 伸 U 等 12 É 由 落 下 距 離 を 加 え た ŧ \mathcal{O} を 1 う。

使 用 制 限

第二 六 七 五 メ 1 ル を 超 え る 高 さ \mathcal{O} 箘 所 で 使 用 す る 墜 落 制 止 用 器 具 は フ ル ハ] ネ ス 型 \mathcal{O} Ł \mathcal{O}

で な け れ ば な 5 な 15

2 墜 落 制 止 用 器 具 は 当 該 墜 落 制 止 用 器 具 \mathcal{O} 着 用 者 \mathcal{O} 体 重 及 び そ \mathcal{O} 装 備 묘 0 質 量 0) 合 計 に 耐 え る ŧ

 \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な 1

ハ

ネ

3 ランヤー F は、 作業箇 所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、 適切なものでなければならな V)

(構造

第三条 フ ル ノヽ] ネ ス 型 \mathcal{O} 墜 落 制 止 用 器 具 以以 下 フル ノヽ ネ ス 型 墜 落 制 止 用 器 具 とい う。 は、

次 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る ŧ, \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な

墜落 を 制 止 す るときに、 着 用 者 \mathcal{O} 身 体 に カュ カコ る 荷 重 を 肩、 腰 部 及び腿等にお į١ てフル ノヽ ーネス

により適切に支持する構造であること。

フ ル ノヽ ネ · ス は 着 用 者 12 適 切に適合させることができること。

 \equiv ラ ン Y F シ 彐 ツ ク アブ ソ バ を含む。) を適 切 に 接 続 L たも 0 であること。

兀 バ ツ ク ル は 適 切 に 結 合 でき、 接 続 部 が 容易 に 外 れ な 11 t \mathcal{O} で あ ること。

2 胴 ベ ル \vdash 型 \mathcal{O} 墜 落 制 止 用 器 具) 以 下 洞 べ ル 1 型 墜 落 制 止 用 器 具 という。 は、 次に 掲 げ る基

準 に 適 合 する t \bigcirc で な け れ ば な 5 な 11

墜落、 を制 止 するときに、 着用 者 の身体に カュ かる荷 重を胴部にお いて胴ベルトにより適 切に支持

する構造であること。

胴 べ ル 1 は 着 用 者 に 適 切 に 適 合さ せることができること。

三 ランヤードを適切に接続したものであること。

(部品の強度)

第四条 墜落制止用器具の 部品品 は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める

強度を有するものでなければならない。

する織ベルト又は繊維ロープについては、引張荷重を一五・○キロニュー	
の第一種の項に定める基準を満たすショックアブソーバと組み合わせて使	表
張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。ただし、第八条第三項の	引
ートン、ワイヤロープ又はチェーンについては一五・○キロニュートンの	ユ
と同等の方法によって織ベルト又は繊維ロープについては二二・○キロニ	- 一プ等
本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める引張試験の方法又はこ	ランヤードのロー日
いて、破断しないこと。	お
と同等の方法によって一五・○キロニュートンの引張荷重を掛けた場合に	ħ
本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める引張試験の方法又はこ	胴ベルト
荷重を掛けた場合において、破断しないこと。	張
荷重を掛けた場合及びトルソーの足部方向に一〇・〇キロニュートンの引	
と同等の方法によってトルソーの頭部方向に一五・○キロニュートンの引	ħ
本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める引張試験の方法又はこ	フルハーネス
強	区分

コネクタ	場合において、破断し、その機能を失う程度に変形し、又ははこれと同等の方法によって一一・五キロニュートンの引張一 日本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める引張トンとすることができる。
	日本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める機能を失わないこと。
	れと同等の方法による試験を行った場合において本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定め
ショックアブソ	日本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める引張試
バ	れと同等の方法によって一五・○キロニュートンの引張荷重
	おいて、破断等によりその機能を失わないこと。
巻取り器	一 日本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める引
	はこれと同等の方法によって一一・五キロニュートンの
	場合において、破断しないこと。
	二 ロック装置を有する巻取り器にあっては、日本工業規
	落制止用器具)に定める引張試験の方法又はこれと同等

を失わないこと。 キ ・ロニュ 1 トン の引張荷重を掛けた場合にお į١ て、 口 ック装置の機能

(材料)

第五 条 前 条 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る 墜 落 制 止 用 器 具 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 材 料 は、 当 該 部 밆 が 通 常 \mathcal{O} 使 用 状 態 に お V)

選定されたものでなければならない。

7

想定さ

れ

る

機

械

的

熱

的

及

び

化学

的

作

用

を受け

た場

合

に

お

いて同

表

 \mathcal{O}

下

欄

 \mathcal{O}

強

度

を

有

す

るように

(部品の形状等)

第六 条 墜 落 制 止 用 器 具 \mathcal{O} 部 묘 は 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に · 掲 げ る区分に応じ、 それぞ れ 同 表 0 下 欄 に 定 め る

形状等のものでなければならない。

	胴ベルト				フルハーネス	区分
ートル)以上であること。	一 幅が五○ミリメートル(補助ベルトと組み合わせる場合は、四○ミリメ	三 縫製及び形状が安全上適切なものであること。	二 前号の部分以外の部分の幅が二〇ミリメートル以上であること。	の幅が四〇ミリメートル以上であること。	一 墜落を制止するときに着用者の身体にかかる荷重を支持する主たる部分	形状等

二 形状が安全上適切なもので	コネクタ 一 適切な外れ止め装置を備え	三 縫製及び形状が安全上適切	落下距離のうち最大のものを	るショックアブソーバに係る	ドを使用する場合の標準的な	二 フルハーネス型墜落制止用	ミリメートル以下であること。	ランヤード 一 胴ベルト型墜落制止用器具	ことができること。	れと同等の方法による試験を行	バックル 日本工業規格T八一六五(墜落	三	二 厚さが二ミリメートル以上	補助ベルト 一幅が七五ミリメートル以上	二 縫製及び形状が安全上適切
あること。	ていること。	なものであること。	上回らないものであること。	第八条第三項の表に定める基準を満たす自由	自由落下距離が、当該ランヤードに使用され	器具に使用するランヤードは、当該ランヤー	0	(に使用するランヤードは、長さが一、七〇〇		こった場合において、確実にベルトを保持する	制止用器具)に定める振動試験の方法又はこ	なものであること。	であること。	であること。	なものであること。

(部品の接続)

第 七 条 墜 落 制 止 用 器 具 \mathcal{O} 部 묘 は 的 確 に、 カュ つ、 容易 E 緩 ま な 7 よう ĺ 接 続 で きるも \mathcal{O} で な け れ ば

ならない。

2 接 続 部 品 は、 れ を 用 1 て 接 続 L た た 8 に 墜 落 を 制 止 す る 機 能 に 異 常 を 生 U な 1 t \mathcal{O} で な け れ ば

ならない。

(耐衝擊性等)

第 八 条 フ ル ノヽ ネ ス は 1 ル ソ Ì を 使 用 日 本 工 業 規 格 Т 八 六五 (墜 落 制 止 用 器 具) に 定 \Diamond る

落 下 試 験 \mathcal{O} 方 法 又 は \mathcal{L} れ لح 同 等 \mathcal{O} 方 法 に ょ る 試 験 を 行 0 た 場 合 に お 1 て、 当 該 \vdash ル ソ を 保 持 で

るものでなければならない。

2 前 項 \mathcal{O} 試 験 を 行 0 た 場 合 に、 \vdash ル ソ \mathcal{O} 中 心 線 とラ ン Y F と \mathcal{O} な す 角 度 が 1 ル ソ] \mathcal{O} 頸い 部 を上

方と L 7 兀 五. 度 を 超 え な VI ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な ただ フ ル ハ ネ スとラン Y F \mathcal{O} プ

等 を 接 続 す Ś コ ネ ク タ を 身 体 \mathcal{O} 前 面 に 備 え 付 け る場 合 等 は 五. \bigcirc 度 を超 え な 7) Ł \mathcal{O} とす ること が で

きる。

3 シ 彐 ツ ク ア ブ ソ バ は 重 り を 使 用 し、 日 本 工 業 規 格 Τ 八 六 五. 墜 落 制 止 用 器 具) に 定 め る 落

下 バ 試 \mathcal{O} 験 伸 \mathcal{O} U 方 が 法 次 又 \mathcal{O} は 表 に れ 定 と 8 司 る 等 種 \mathcal{O} 別 方 に 法 応 に じ ょ た る 自 試 由 験 落 を 下 行 距 0 離 た 場 \mathcal{O} 区 合 分に に お 応 1 じ、 て、 そ 衝 れ 撃 ぞ 荷 れ 重 同 表 シ 12 彐 定 ツ 8 ク る ア 基 ブ 準 ソ

を満たさなければならない。

一・七五メートル以下	六・○キロニュートン以下	四・〇メートル	第二種
一・二メートル以下	四・〇キロニュートン以下	一・八メートル	第一種
ショックアブソーバの伸び	衝撃荷重		
準	基	自由落下距離	種 別

4 \mathcal{O} 能 法 を 巻 損 又 失 は 傷 取 等 わ り 器 12 な れ は、 ょ 11 と t Ŋ 同 等 重 \mathcal{O} 口 り ツ で \mathcal{O} を ク な 方 装 け 法 使 用 置 れ 12 Ļ ば \mathcal{O} ょ 機 な る 能 5 試 目 ず、 験 を 本 失 を 工 業 わ か 行 な 規 つ、 0 格 た 1 ŧ 口 場 Τ 八 ツ 合 \mathcal{O} で ク に な 装 六 お 五. 置 け 1 て、 を れ 有 墜 ば 落 な す 損 5 る 傷 制 な 等 止 ŧ 用 11 \mathcal{O} に 器 に ょ 具) あ り ス 0 て 1 に ラ 定 は ツ \Diamond 当 プ る 落 を 該 保 下 口 試 持 ツ す 験 ク 装 る \mathcal{O} 置 機 方

5 ソ 止 か 用 胴 る 器 又 衝 ベ 撃 具) は ル 荷 砂 \vdash 型 重 \mathcal{O} に う 定 が 墜 を 兀 8 落 保 る 制 持 落 \bigcirc 止 丰 す 用 下 器 る 試 口 こと = 験 具 ユ \mathcal{O} は が Ì 方 1 で 法 \vdash きる 又 ル 以 は ソ 下 ŧ $\sum_{}$ れ 又 \mathcal{O} \mathcal{O} で لح Ł は \mathcal{O} あ 同 砂 り、 等 で \mathcal{O} な う \mathcal{O} け 方 を カ 法 れ つ、 使 ば 12 用 当 な ょ し 該 る 5 試 な 試 日 験 験 本 1 を 工 を 行 行 業 規 0 0 た た 格 場 場 Τ 合 合 八 に に 六 コ お ネ い 五. ク て、 タ 墜 に 落 } カン ル 制

6 第 項 及 び 前 項 \mathcal{O} 1 ル ソ] 第 項 及 び 第 四 項 \mathcal{O} 重 り 並 び に 前 項 \mathcal{O} 砂 \mathcal{O} う は 次 に 掲 げ る 基 準 に

適合するものでなければならない。

1 ル ソ は 日 本 工 業 規 格 Τ 八 六 五. 墜 落 制 止 用 器 具) に 定 8 る 形 状 寸 法 及 び 材 質 12 適 合

す る ŧ \mathcal{O} 又 は これ と 同 等 نح 認 \Diamond 5 れ る t \mathcal{O} で あ ること。

質 量 は \bigcirc \bigcirc 丰 口 グ ラ A 又 は 八 五. キ 口 グ ラ Δ てで あること。 ただし、 特 殊 \mathcal{O} 用 途 に 使 用 す Ś 墜

落 制 止 用 器 具 に あ 0 て は ک \mathcal{O} 限 り で は な 11

(表示)

第 九 条 墜 落 制 止 用 器 具 は、 見 B す 1 箘 所 に 当 該 墜 落 制 止 用 器 具 \mathcal{O} 種 類、 製 造 者 名 及 び 製 造 年 月 が 表

示 さ れ て 11 る ŧ \mathcal{O} で な け n ば な 5 な 11

2 シ 彐 ツ ク ア ブ ソ バ は 見 B す 1 箘 所 に、 当 該 シ 彐 ツ ク ア ブ ソ バ \mathcal{O} 種 別、 当 該 シ 日 ツ ク T ブ ソ

Ì バ を 使 用 す る 場 合 12 前 条 第 \equiv 項 \mathcal{O} 表 に 定 \Diamond る 基 準 を 満 た す 自 由 落 下 距 離 \mathcal{O} う 5 最 大 \mathcal{O} t \mathcal{O} 使 用

距 離 が 表 示 さ れ て 11 る ŧ \mathcal{O} で な け れ ば な 5 な 11

可

能

な

着

用

者

 \mathcal{O}

体

重

لح

装

備

品

 \mathcal{O}

質

量

 \mathcal{O}

合

計

 \mathcal{O}

最

大

値

標

潍

的

な

使

用

条

件

 \mathcal{O}

下

で

使

用

L

た

場

合

 \mathcal{O}

落

下

特殊な構造の墜落制止用器具等)

第 $\dot{+}$ 条 特 殊 な 構 造 \mathcal{O} 墜 落 制 止 用 器 具 又 は 玉 際 規 格 等 12 基 づ き製造され た墜 落 制 止 用 器 具 で あ 0 て、

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長 が 第 三 条 か 5 前 条 ま で \bigcirc 規 定 に 適 合 す る ŧ \mathcal{O} لح 同 等 以 上 \mathcal{O} 性 能 又 は 効 分 を

有 す る لح 認 \Diamond た ŧ \mathcal{O} 12 **つ** 11 7 は ک \mathcal{O} 告 示 \mathcal{O} 関 係 規 定 は 適 用 L な 1

附則

第 条 ک \mathcal{O} 告 示 は 平 成 \equiv + 年二 月 日 カ 5 適 用 する。

第二 条 平 . 成 三十一 年二 月 __ 日 に お 11 て、 現 ĺ 製 造 L て 11 る 安 全 帯 又 は 現 に 存 す る安 全 帯 \mathcal{O} 規 格 に 0

11 7 は 平 成三 +兀 年 月 目 ま で \mathcal{O} 間 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。

第三 条 前 条 に 規 定 す る 安 全 帯 以 外 \bigcirc 安 全 帯 で、 平 成 \equiv + __ 年 八 月 日 前 に 製 造 さ れ た 安 全 帯 又 は 同

日 に お 1 7 現 に 製 造 L て 1 る 安 全 帯 \mathcal{O} 規 格 に 0 1 7 は 平 成 \equiv + 兀 年 月 日 ま で \mathcal{O} 間 は な お 従

前の例によることができる。

第 匹 条 前 条 \mathcal{O} 規 定 は れ 5 \mathcal{O} 条 に 規 定 す る 安 全 帯 又 は そ \mathcal{O} 部 分 が ک \mathcal{O} 告 示 12 ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 墜 落

制 止 用 器 具 構 造 規 格 に 適 合 す る 12 至 9 た 後 に お け る当 該 墜 落 制 止 用 器 具 又 は そ \mathcal{O} 部 分 に つ 11 7 は

適用しない。